**投資信託説明書**
**（請求目論見書）**
**使用開始日：2024年5月17日**

# タフ・アメリカ

## タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　毎月決算型）
## タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　毎月決算型）
## タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　資産成長型）
## タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　資産成長型）
**追加型投信／海外／資産複合**

## タフ・アメリカ（マネープールファンド）
**追加型投信／国内／債券**

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）、タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）、タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）、タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）およびタフ・アメリカ（マネープールファンド）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により有価証券届出書を2024年5月16日に関東財務局長に提出しており、2024年5月17日にその届出の効力が生じております。

| | |
|---|---|
| 発行者名 | 三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | 代表取締役社長　猿田　隆 |
| 本店の所在の場所 | 東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号 |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 | 該当事項はありません。 |

三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

１．本書は、金融商品取引法第13条第２項第２号に定める内容を記載した目論見書です。

２．運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

３．基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

４．投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

５．税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　毎月決算型）
タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　毎月決算型）
タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　資産成長型）
タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　資産成長型）
タフ・アメリカ（マネープールファンド）
以下、上記ファンドを総称して、「タフ・アメリカ」または「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。
また、各ファンドを以下の略称でいうことがあります。
タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　毎月決算型）：為替ヘッジあり　毎月決算型
タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　毎月決算型）：為替ヘッジなし　毎月決算型
タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　資産成長型）：為替ヘッジあり　資産成長型
タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　資産成長型）：為替ヘッジなし　資産成長型
タフ・アメリカ（マネープールファンド）：マネープールファンド
なお、「為替ヘッジあり　毎月決算型」および「為替ヘッジなし　毎月決算型」を総称して「毎月決算型」、「為替ヘッジあり　資産成長型」および「為替ヘッジなし　資産成長型」を総称して「資産成長型」ということがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
当初元本は１口当たり１円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］
各ファンド２兆5,000億円を上限とします。
［マネープールファンド］
５兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準

価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。)。
基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。
基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「為替ヘッジあり　毎月決算型」は「タフ米有毎月」、「為替ヘッジなし　毎月決算型」は「タフ米無毎月」、「為替ヘッジあり　資産成長型」は「タフ米有成長」、「為替ヘッジなし　資産成長型」は「タフ米無成長」として掲載されます（ただし、マネープールファンドの基準価額は日本経済新聞朝刊には掲載されません。)。
委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | コールセンター※ | ホームページ |
|---|---|---|
| 三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | https://www.smd-am.co.jp |

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（5）【申込手数料】

［各ファンド（マネープールファンドを除く)］
原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.3％（税抜き 3.0％）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。
※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。
※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

［マネープールファンド］
ありません。

（6）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2024 年 5 月 17 日から 2024 年 11 月 19 日まで
申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。
販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
販売会社の詳細につきましては、前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（9）【払込期日】

［各ファンド（マネープールファンドを除く)］
取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、

受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

［マネープールファンド］

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ　申込証拠金

ありません。

ロ　日本以外の地域における募集

ありません。

ハ　スイッチング

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。なお、マネープールファンドの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

ニ　お申込不可日

上記にかかわらず、各ファンド（マネープールファンドを除く）につき、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

・ニューヨーク証券取引所の休業日　　・ニューヨークの銀行の休業日

・ロンドンの銀行の休業日

ホ　クーリング・オフ制度（金融商品取引法第 37 条の６）の適用

ありません。

ヘ　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。

・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

当ファンドは、主に米ドル建ての債券、高配当株式、REIT 等に実質的に分散投資し、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

［マネープールファンド］

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

②信託金の限度額

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

信託金の限度額は、各々につき 5,000 億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

［マネープールファンド］

信託金の限度額は、１兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　毎月決算型）

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>（収益の源泉） |
|---|---|---|
| 単位型<br>**追加型** | 国　内<br>**海　外**<br>内　外 | 株　式<br>債　券<br>不動産投信<br>その他資産<br>（　　）<br>**資産複合** |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞
タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　毎月決算型）

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br><br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>（　　）<br><br>不動産投信<br><br>**その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）、資産配分変更型））**<br><br>資産複合<br>（　　）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年１回<br><br>年２回<br><br>年４回<br><br>年６回<br>（隔月）<br><br>**年12回（毎月）**<br><br>日々<br><br>その他<br>（　　） | グローバル<br><br>日本<br><br>**北米**<br><br>欧州<br><br>アジア<br><br>オセアニア<br><br>中南米<br><br>アフリカ<br><br>中近東<br>（中東）<br><br>エマージング | ファミリーファンド<br><br>**ファンド・オブ・ファンズ** | **あり（フルヘッジ）**<br><br>なし |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※属性区分表の各項目の定義について
その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）、資産配分変更型））
…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に複数資産（株式、債券、不動産投信）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜商品分類表＞

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　毎月決算型）

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>（収益の源泉） |
|---|---|---|
| 単位型<br>**追加型** | 国　内<br>**海　外**<br>内　外 | 株　式<br>債　券<br>不動産投信<br>その他資産<br>（　　）<br>**資産複合** |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞
タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　毎月決算型）

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br><br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>（　　）<br><br>不動産投信<br><br>**その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）、資産配分変更型））**<br><br>資産複合<br>（　　）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年１回<br><br>年２回<br><br>年４回<br><br>年６回<br>（隔月）<br><br>**年12回（毎月）**<br><br>日々<br><br>その他<br>（　　） | グローバル<br><br>日本<br><br>**北米**<br><br>欧州<br><br>アジア<br><br>オセアニア<br><br>中南米<br><br>アフリカ<br><br>中近東<br>（中東）<br><br>エマージング | ファミリーファンド<br><br>**ファンド・オブ・ファンズ** | あり<br>（　　）<br><br>**なし** |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）、資産配分変更型））
…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に複数資産（株式、債券、不動産投信）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ

(https://www.toushin.or.jp/) をご参照ください。

＜商品分類表＞

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　資産成長型）

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|---|---|---|
| 単位型<br>**追加型** | 国　内<br>**海　外**<br>内　外 | 株　式<br>債　券<br>不動産投信<br>その他資産<br>(　　)<br>**資産複合** |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞
タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　資産成長型）

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br><br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>（　　）<br><br>不動産投信<br><br>**その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）、資産配分変更型））**<br><br>資産複合<br>（　　）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年１回<br><br>**年２回**<br><br>年４回<br><br>年６回<br>（隔月）<br><br>年 12 回<br>（毎月）<br><br>日々<br><br>その他<br>（　　） | グローバル<br><br>日本<br><br>**北米**<br><br>欧州<br><br>アジア<br><br>オセアニア<br><br>中南米<br><br>アフリカ<br><br>中近東<br>（中東）<br><br>エマージング | ファミリーファンド<br><br>**ファンド・オブ・ファンズ** | **あり（フルヘッジ）**<br><br>なし |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）、資産配分変更型））
…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に複数資産（株式、債券、不動産投信）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜商品分類表＞

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　資産成長型）

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>（収益の源泉） |
|---|---|---|
| 単位型<br><br>追加型 | 国　　内<br><br>海　　外<br><br>内　　外 | 株　　式<br>債　　券<br>不動産投信<br>その他資産<br>（　　）<br>資産複合 |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞
タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　資産成長型）

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br><br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>（　　）<br><br>不動産投信<br><br>**その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）、資産配分変更型））**<br><br>資産複合<br>（　　）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年１回<br><br>**年２回**<br><br>年４回<br><br>年６回<br>（隔月）<br><br>年 12 回<br>（毎月）<br><br>日々<br><br>その他<br>（　　） | グローバル<br><br>日本<br><br>**北米**<br><br>欧州<br><br>アジア<br><br>オセアニア<br><br>中南米<br><br>アフリカ<br><br>中近東<br>（中東）<br><br>エマージング | ファミリーファンド<br><br>**ファンド・オブ・ファンズ** | あり<br>（　　）<br><br>**なし** |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）、資産配分変更型））
…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に複数資産（株式、債券、不動産投信）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜商品分類表＞
タフ・アメリカ（マネープールファンド）

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>（収益の源泉） |
|---|---|---|
| 単位型<br>追加型 | 国　内<br>海　外<br>内　外 | 株　式<br>債　券<br>不動産投信<br>その他資産<br>（　　）<br>資産複合 |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について
追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞
タフ・アメリカ（マネープールファンド）

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br><br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>（　　）<br><br>不動産投信<br><br>**その他資産<br>（投資信託証券<br>（債券　一般））**<br><br>資産複合<br>（　　）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年１回<br><br>**年２回**<br><br>年４回<br><br>年６回<br>（隔月）<br><br>年 12 回<br>（毎月）<br><br>日々<br><br>その他<br>（　　） | グローバル<br><br>**日本**<br><br>北米<br><br>欧州<br><br>アジア<br><br>オセアニア<br><br>中南米<br><br>アフリカ<br><br>中近東<br>（中東）<br><br>エマージング | **ファミリーファンド**<br><br>ファンド・オブ・ファンズ |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券　一般））

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

（2）【ファンドの沿革】

2013 年８月 28 日　　信託契約締結、設定、運用開始

| | |
|---|---|
| 2019年４月１日 | ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社へ承継 |
| 2022年11月18日 | 信託期間の終了日を2023年8月22日から2028年8月22日に変更 |
| 2023年11月17日 | 「為替ヘッジあり　資産成長型」および「為替ヘッジなし　資産成長型」の信託期間を2028年8月22日までから無期限に変更 |

（3）【ファンドの仕組み】

イ　当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社　「三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社　「株式会社りそな銀行」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

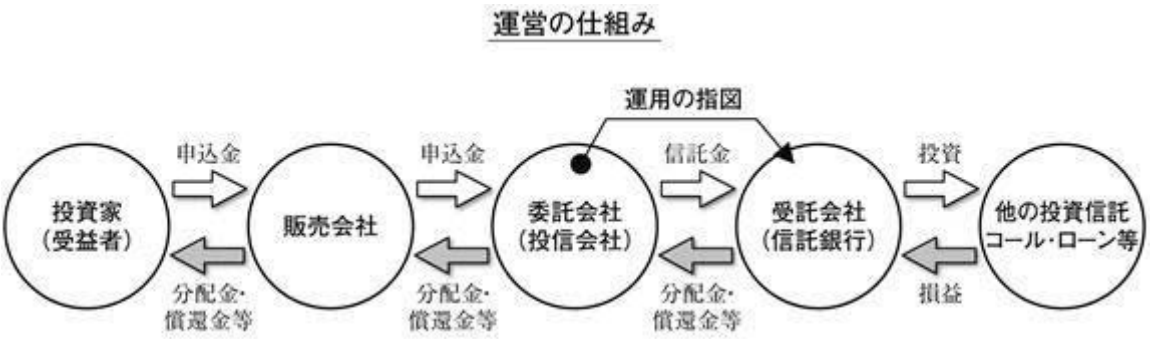


〔参考情報：投資顧問会社〕

以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドの運用に関し助言等を行う投資顧問会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

ニューバーガー・バーマン株式会社

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社に対して投資助言を行います。

［マネープールファンド］

運営の仕組み

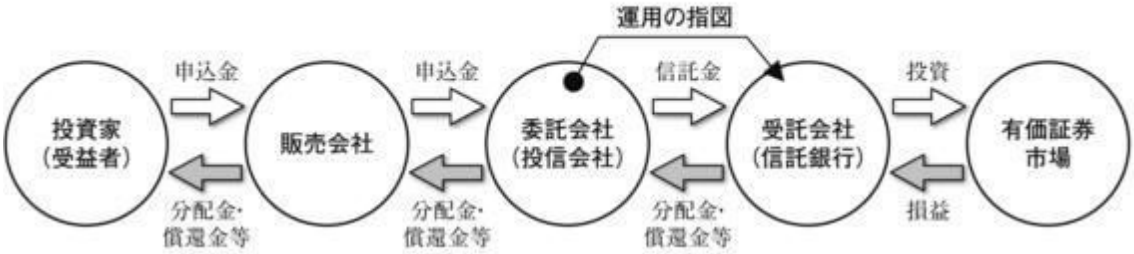


ロ　委託会社の概況

（イ）資本金の額

20 億円（2024 年 3 月 29 日現在）

（ロ）会社の沿革

| | |
|---|---|
| 1985 年７月 15 日 | 三生投資顧問株式会社設立 |
| 1987 年２月 20 日 | 証券投資顧問業の登録 |
| 1987 年６月 10 日 | 投資一任契約にかかる業務の認可 |
| 1999 年１月１日 | 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合 |
| 1999 年２月５日 | 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更 |
| 2000 年１月 27 日 | 証券投資信託委託業の認可取得 |
| 2002 年 12 月１日 | 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更 |
| 2013 年４月１日 | トヨタアセットマネジメント株式会社と合併 |
| 2019 年４月１日 | 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更 |

（ハ）大株主の状況

（2024 年 3 月 29 日現在）

| 名称 | 住所 | 所有株式数（株） | 比率（%） |
|---|---|---|---|
| 株式会社三井住友フィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内一丁目１番２号 | 16,977,897 | 50.1 |
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 | 7,946,406 | 23.5 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地 | 5,080,509 | 15.0 |
| 住友生命保険相互会社 | 大阪府大阪市中央区城見一丁目４番 35 号 | 3,528,000 | 10.4 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 | 337,248 | 1.0 |

ハ　ファンドの運用形態

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行いま

す。

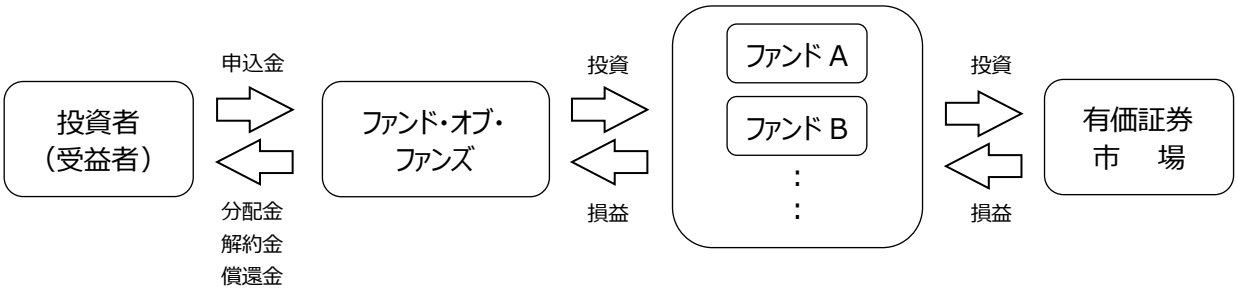


［マネープールファンド］（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。

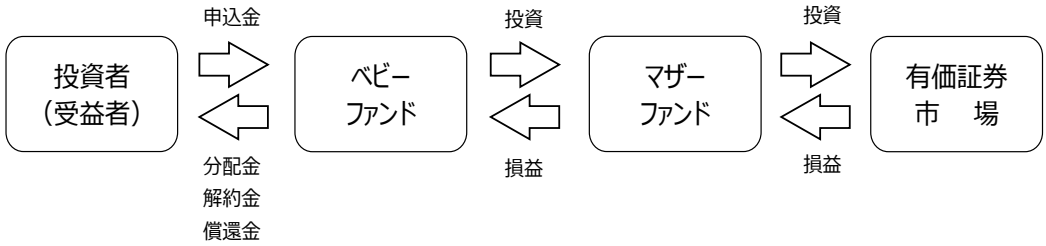

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

①主に別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるマネー・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行う場合があります。

②運用に当たっては、ニューバーガー・バーマン株式会社からの投資助言を受けて行います。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（注）「別に定める投資信託証券」とは、以下の各々の場合について、次の投資信託および投資法人（外国のものも含む）の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

| | |
|---|---|
| 為替ヘッジあり　毎月決算型／<br>為替ヘッジあり　資産成長型 | ケイマン籍外国投資信託<br>Equity Income Fund Class A |
| | ケイマン籍外国投資信託<br>Total Return Fund JPY Class |
| 為替ヘッジなし　毎月決算型／<br>為替ヘッジなし　資産成長型 | ケイマン籍外国投資信託<br>Equity Income Fund Class B |
| | ケイマン籍外国投資信託<br>Total Return Fund USD Class |

［マネープールファンド］

①マネー・マネジメント・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債等に直接投資する場合があります。

②本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等に実質的に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの特色

### 1 主に米ドル建ての債券、高配当株式、REIT等に実質的に分散投資し、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

□ 各ファンド(マネープールファンドを除く)は、ケイマン籍円建て外国投資信託証券「トータルリターン・ファンド」、および「エクイティ・インカム・ファンド」を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

□ 「トータルリターン・ファンド」の運用においては、主に米ドル建てのさまざまな種類の債券等に分散投資し、投資環境の変化等に応じて、債券種別の配分比率を機動的に変更することで、中長期的な収益の確保を目指します。
●ポートフォリオの平均格付けは、原則としてBBB−格相当以上とします。

□ 「エクイティ・インカム・ファンド」の運用においては、主に高配当株式、REIT、転換社債等を投資対象とし、利回り水準に着目して分散投資するとともに、投資環境の変化等に応じて、資産配分比率を機動的に変更することで、中長期的な収益の確保を目指します。

□ 債券、高配当株式、REIT等の実質的な運用は、ニューバーガー・バーマン・グループが行います。

#### ▶マネープールファンド

□ マネープールファンドは、マネー・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

□ マネー・マネジメント・マザーファンドは、国内籍の親投資信託で、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が運用を行います。

※マネープールファンドのお買付けは、マネープールファンドを除くタフ・アメリカの各ファンドからスイッチングした場合に限定します。
※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

## 2 市場動向に応じて、『債券』と『高配当株式・REIT等』の資産配分を機動的に変更します。

- □ 投資環境の変化に対応しながら、中長期的な米国経済の成長を享受することを目指します。
- □ 景気動向や投資環境の変化に応じて、各資産（『債券』と『高配当株式・REIT等』）の資産配分を機動的に見直します。
- □ 資産配分（各外国投資信託証券への投資配分）は、ニューバーガー・バーマン株式会社からの投資助言を受けます。

［ 運用プロセス ］

（イメージ図）

**Step 1 各資産クラスの見通し**
資産配分会議は四半期毎に開催され向こう12ヵ月間の見通し、魅力度を評価

**Step 2 見通しに基づく資産配分の調整**
投資機会を見極め、市場の混乱期においても、迅速に資産配分を調整

**Step 3 ポートフォリオのモニタリング**
市場環境を含め継続的にモニタリングを実施し、随時資産配分を調整

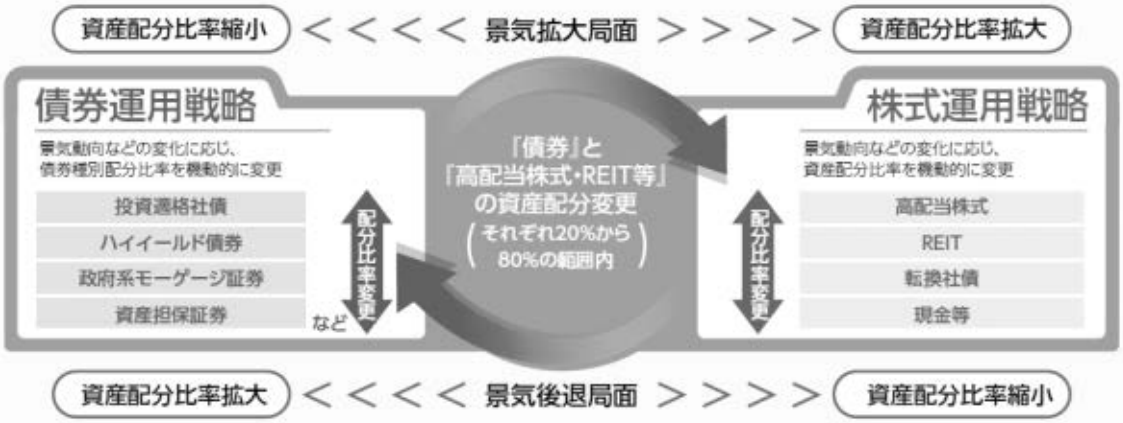


※上記の運用プロセスは2024年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（出所）ニューバーガー・バーマンの情報を基に委託会社作成

## 3 為替ヘッジの有無および決算頻度の異なる4つのファンドとマネープールファンドがあり、各ファンド間でスイッチングが可能です。

| ファンド名 | 為替ヘッジ | 決算頻度 |
|---|---|---|
| タフ・アメリカ(為替ヘッジあり　毎月決算型) | あり | 毎月 |
| タフ・アメリカ(為替ヘッジなし　毎月決算型) | なし | 毎月 |
| タフ・アメリカ(為替ヘッジあり　資産成長型) | あり | 年2回 |
| タフ・アメリカ(為替ヘッジなし　資産成長型) | なし | 年2回 |
| タフ・アメリカ(マネープールファンド) | － | 年2回 |

※マネープールファンドのお買付けは、マネープールファンドを除くタフ・アメリカの各ファンドからスイッチングした場合に限定します。

※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

### ▶為替ヘッジについて

□ 為替ヘッジあり……原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。

□ 為替ヘッジなし……原則として対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。

### ▶分配方針について

□ 毎月決算型……毎月22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として分配を目指します。また、毎年1、4、7、10月の決算時には基準価額の水準などを考慮し、配当等収益に加え売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。

□ 資産成長型……毎年2月、8月の22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配金額を決定します。

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 毎月決算型 | 決算 ¥ | 決算 ¥ | 決算 ¥ | 決算 ¥ | 決算 ¥ | 決算 ¥ | 決算 ¥ | 決算 ¥ | 決算 ¥ | 決算 ¥ | 決算 ¥ | 決算 ¥ |
| 資産成長型 | | 決算 ¥ | | | | | | 決算 ¥ | | | | |

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

□ マネープールファンド……毎年2月、8月の22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配金額を決定します。

□ 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

### ▶各ファンド（マネープールファンドを除く）

□ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

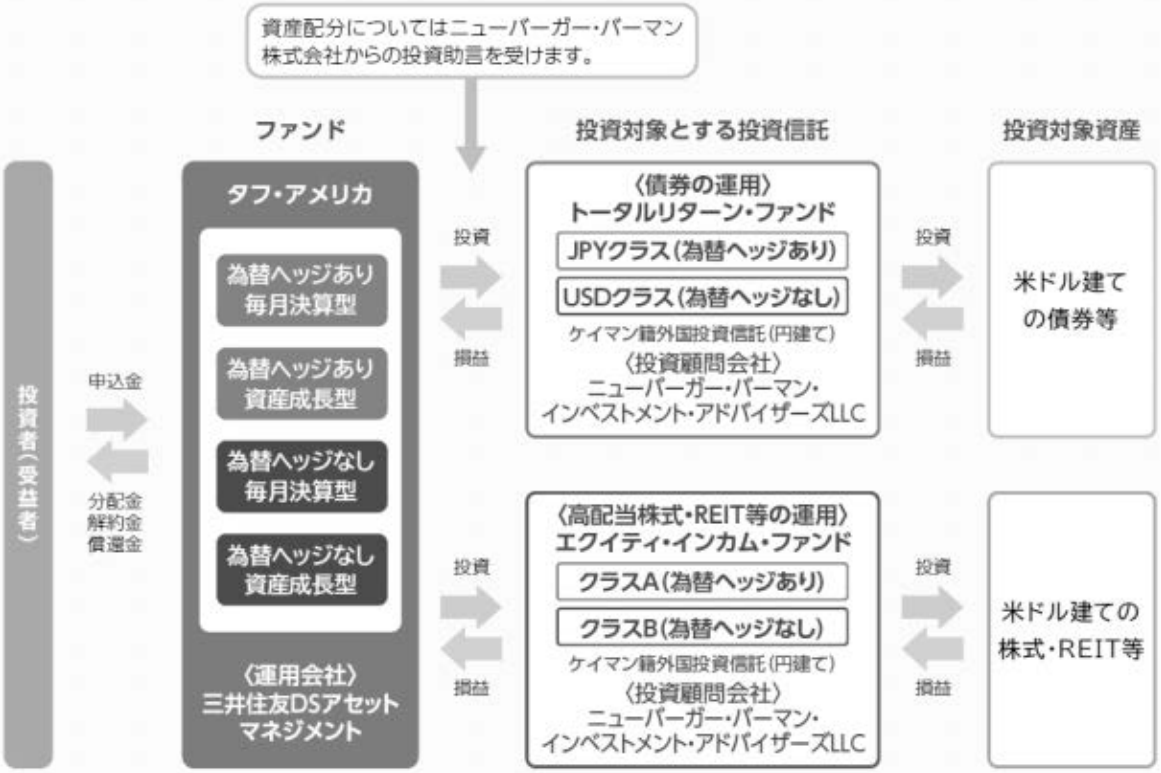


※マネープールファンドを除く各ファンドはトータルリターン・ファンドおよびエクイティ・インカム・ファンドの各クラスの他に、マネー・マネジメント・マザーファンドに投資する場合があります。

### ▶マネープールファンド

□ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

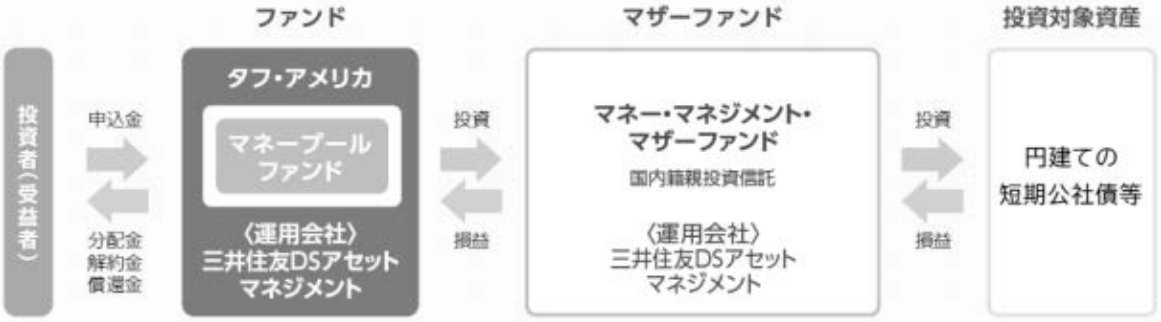

## 投資対象とする外国投資信託の運用会社について

### ［ニューバーガー・バーマンの概要］

| | |
|---|---|
| 会社概要 | ●1939年創業の米国の独立系運用会社です。<br>●株式、債券、オルタナティブ資産運用等を世界の機関投資家、富裕層向けに提供しています。 |
| 拠点 | 米国ニューヨークに本社を置き、世界26ヵ国39都市に拠点を展開 |
| 従業員数 | 2,826名<br>（うち運用プロフェッショナル751名） |
| 運用資産残高 | 約65兆円（約4,634億米ドル） |

（注）2023年12月末現在、運用資産残高は1米ドル=140.98円で円換算
（出所）ニューバーガー・バーマンの情報を基に委託会社作成

■ニューバーガー・バーマンは、パリ協定に沿ってネットゼロ排出量を達成することを目標とするネットゼロアセットマネージャーイニシアチブの署名者です。

■国連が支援する最新の責任投資原則（PRI）評価レポートで、戦略とガバナンスおよび全資産クラスで最高評価を獲得しています。

## 分配金に関する留意事項

□分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

□分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

**（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）**

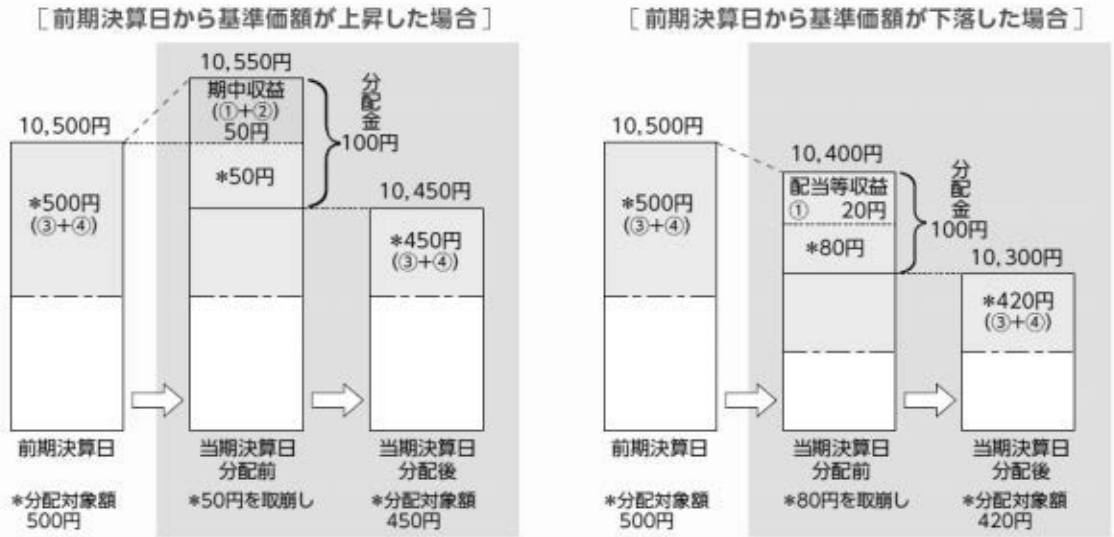


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

**※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。**

□投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

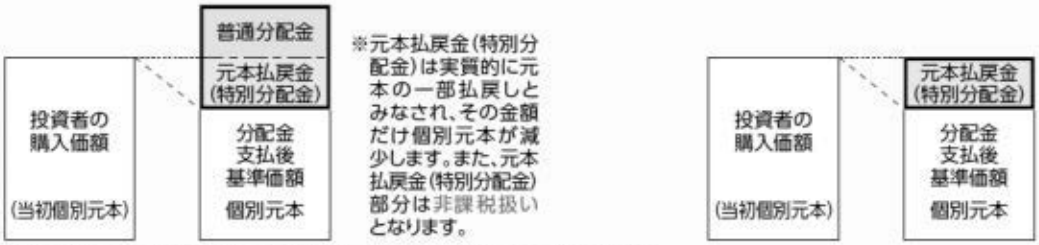


普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

［マネープールファンド］

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②運用の指図範囲

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

委託会社は、信託金を、主として信託約款に定める投資信託証券および三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたマネー・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）

５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

なお、３の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、４および５の証券を以下「投資信託証券」といいます。

［マネープールファンド］

委託会社は、信託金を、主として三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたマネー・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社

債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

５．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

６．コマーシャル・ペーパー

７．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの

８．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）

９．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）

10．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

11．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

12．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）

なお、１から５までの証券および７の証券のうち１から５までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、８の証券および９の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

［マネープールファンド］

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、マネープールファンドにおいては、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

以下は、2024年3月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

## ▶トータルリターン・ファンド JPYクラス／USDクラス

| | |
|---|---|
| 形態 | ケイマン籍契約型投資信託(円建て) |
| 主要投資対象 | 米ドル建ての多種多様な債券等を主要投資対象とします。 |
| 運用の基本方針 | ● 主に米国の国債・政府機関債、投資適格社債、ハイイールド債券、モーゲージ証券、資産担保証券、米国以外の国の発行する債券(新興国を含みます。)、バンクローンなどへ投資します。<br>● 原則として、ポートフォリオの平均格付けはBBB−格相当以上とします。<br>● マクロ経済分析(経済動向、金利動向など)や各債券セクター分析による期待リスク・リターンの算出を含むシナリオ分析、各債券種別の相対的魅力度および独自のアセット・アロケーションモデルを活用して各債券種別への配分を決定します。<br>● 債券セクター毎の運用チームが、定量分析と定性分析に基づいて、セクター内における個別銘柄の選定を行います。<br>● JPYクラスでは、原則として実質組入れ米ドル建て資産に対して対円で為替ヘッジを行います。<br>● USDクラスでは、原則として為替ヘッジは行いません。 |
| 主な投資制限 | ● 同一発行体の事業債への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。<br>● 米ドル建て以外の債券等への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の25%以内とします。ただし、米ドル建て以外の資産へ投資する場合は、対米ドルで為替取引を行い、実質的に米ドル建てとすることを基本とします。<br>● 非流動性資産への投資割合は、純資産総額の15%以内とします。 |
| 分配方針 | 原則毎月行います。 |
| 運用管理費用 | 純資産総額に対して<br>管理報酬等　年0.04%程度*<br>*上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額(約40,000米ドル)が設定されています。<br>※受託会社報酬として年間10,000米ドルがかかります。<br>※投資顧問会社への報酬はかかりません(投資顧問会社への報酬は、委託会社報酬から支弁されます。)。<br>※上記のほか、保管費用などがかかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。<br>また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。 |
| その他の費用 | ファンドの設立費用、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。<br>これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 投資顧問会社 | ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC<br>(為替ヘッジはニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッドが行います。) |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 |

## ▶エクイティ・インカム・ファンド クラスA／クラスB

| | |
|---|---|
| 形態 | ケイマン籍契約型投資信託(円建て) |
| 主要投資対象 | 主に米国地域の株式、REIT、転換社債等を主要投資対象とします。 |
| 運用の基本方針 | ● 主に公益株、その他の高配当株、REITおよび転換社債の4つのセクターを主要投資対象とします。<br>● 主に米国地域の証券に投資します。<br>● ポートフォリオの平均利回りは、S&P500指数の配当利回りを上回ることを目指します。<br>● 運用にあたっては、魅力的な配当利回り水準の銘柄を抽出した後、厳格なリサーチならびに企業の経営陣との定期的な面談等を組み合わせたボトムアップ・アプローチにより相対的に割安な銘柄を組み入れます。なお、投資銘柄の決定にあたっては、DCF法によるバリュエーション分析、良好な企業統治、持続可能な競争力、価格決定力、魅力的な産業動向、高い資産効率などの項目を中心に調査します。<br>● クラスAでは、原則として組入れ資産に対して対円で為替ヘッジを行います。<br>● クラスBでは、原則として為替ヘッジは行いません。 |
| 主な投資制限 | ● 同一発行体の証券への投資割合は、純資産総額の10%以内とします。<br>● 公益株、REIT、転換社債への各投資割合は、原則として取得時においてそれぞれファンドの純資産総額の40%以内とします。米国地域以外の証券への投資割合は、取得時において純資産総額の30%以内とします。<br>● 米ドル建て以外の資産への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の20%以内とします。<br>● 非流動性資産への投資割合は、純資産総額の15%以内とします。 |
| 分配方針 | 原則毎月行います。 |
| 運用管理費用 | 純資産総額に対して<br>管理報酬等　年0.04%程度*<br>*上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額(約40,000米ドル)が設定されています。<br>※受託会社報酬として年間10,000米ドルがかかります。<br>※投資顧問会社への報酬はかかりません(投資顧問会社への報酬は、委託会社報酬から支弁されます。)。<br>※上記のほか、保管費用などがかかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。<br>また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。 |
| その他の費用 | ファンドの設立費用、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。<br>これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 投資顧問会社 | ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC<br>(為替ヘッジはニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッドが行います。) |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 |

### ▶マネー・マネジメント・マザーファンド

| | |
|---|---|
| 主要投資対象 | 本邦貨建て公社債および短期金融商品等 |
| 運用の基本方針 | 本邦貨建て公社債および短期金融商品等に投資し、利息等収入の確保を図ります。 |
| 主な投資制限 | ● 株式への投資は行いません。<br>● 外貨建資産への投資は行いません。 |
| 信託報酬 | ありません。 |
| その他の費用 | 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。<br>その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 委託会社 | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 |

●投資対象とする投資信託においてデリバティブ取引を行う場合は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
●投資対象とする投資信託において外国為替予約取引を行う場合は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（3）【運用体制】

イ　ファンドの運用体制

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

［マネープールファンド］

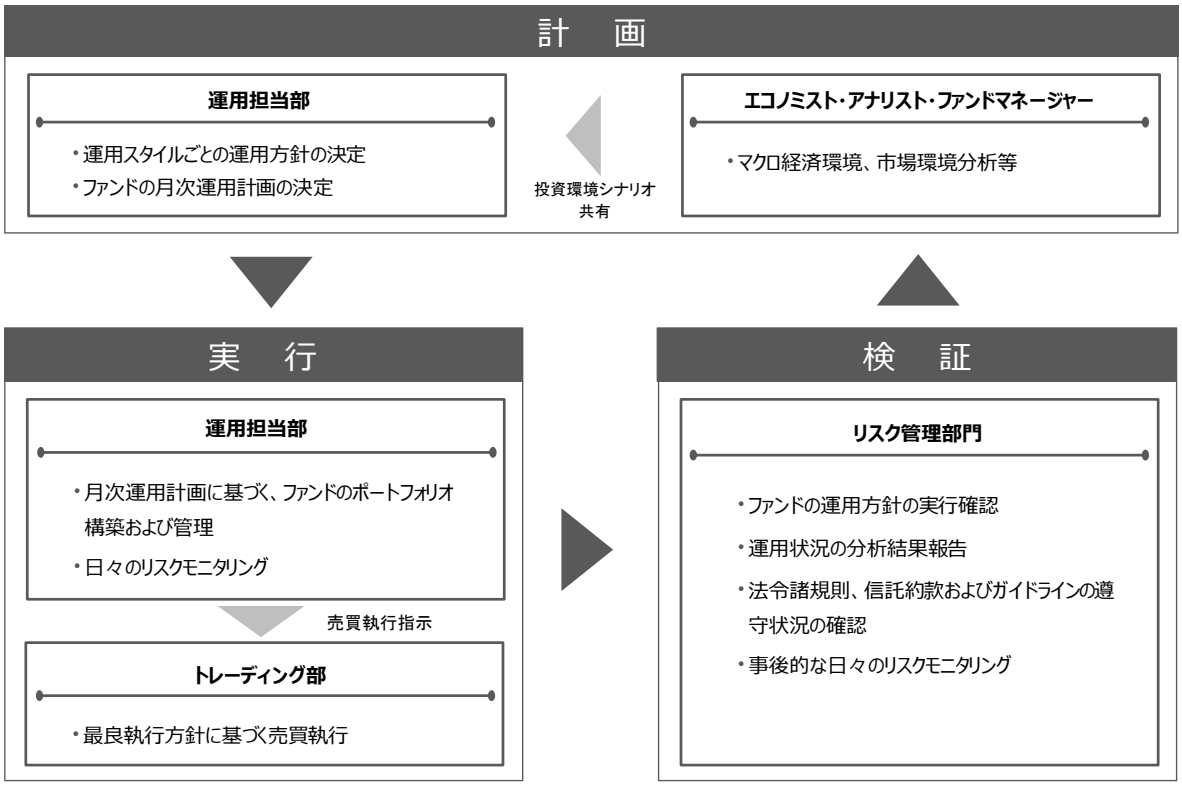


※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ　委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

各ファンドの分配方針は以下の通りです。

［毎月決算型］

毎決算時（毎月の 22 日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＊将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

毎月決算型は計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

［資産成長型／マネープールファンド］

毎決算時（毎年２月、８月の 22 日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内

とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＊将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資産成長型、マネープールファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（5）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

イ．主な投資制限

（イ）投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

（ロ）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

（ハ）外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ．公社債の借入れの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）（イ）の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．信用リスク集中回避のための投資制限

（イ）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（ロ）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニ．資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[マネープールファンド]

イ．株式への投資制限

株式への実質投資は行いません。

ロ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

＊信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

ハ．先物取引等の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所※における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

※金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避す

るため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ニ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ．金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ニ）委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（ホ）金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

ト．有価証券の貸付の指図および範囲

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

（a）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50％を超えないものとします。

（ロ）前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ．公社債の空売りの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ．公社債の借入れ
(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。
(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ヌ．外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資は行いません。

ル．デリバティブ取引等に係る投資制限
委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ヲ．信用リスク集中回避のための投資制限
一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ワ．資金の借入れ
(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%の範囲内とします。
(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

カ．受託会社による資金の立替え
(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社

は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

② 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号の２）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

**（参考情報：マネー・マネジメント・マザーファンドの投資方針等）**

（１）運用の基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

（２）運用方法

①投資対象

本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

②投資態度

イ．本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

ロ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

ハ．安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第 61 条の５第１項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。

(イ)投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

(ロ)信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的

（３）運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第 15 号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。）

５．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

６．コマーシャル・ペーパー

７．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの

８．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

９．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

10．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

11．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）

なお、１から５までの証券および７の証券のうち１から５までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（４）主な投資制限

①株式への投資は行いません。

②同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③外貨建資産への投資は行いません。

④有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑧一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３【投資リスク】

イ　ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

（イ）株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ロ）債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

（ハ）転換社債投資のリスク

転換社債の価格は、転換対象となる株式等の価格変動、金利変動、発行企業の信用力の変動等の影響を受け変動します。

一般的に、転換社債の価格は、転換価格を基準として転換対象となる株式の価格が高いほど、株式の価格変動の影響を受けやすくなります。

（ニ）バンクローン投資のリスク

バンクローンの価格は、信用度の変動等の影響を受け変動します。特に、債務者が債務不履行を発生させた場合や、債務不履行の可能性が予測された場合、バンクローンの価格は下落します。

バンクローンは公社債に比べて一般的に流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時や大量の追加設定・解約等に伴う資金移動が発生した場合等には機動的な売買ができない可能性があり、売却時においても本来想定される投資価値と乖離した価格で取引される場合があります。

（ホ）資産担保証券投資のリスク

資産担保証券の価格は、信用度の変動、金利変動、ローンの裏付となる資産の価格変動等の影響を受け変動します。

資産担保証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借換えが増加することが考えられます。ローンの期限前償還が増加することにより資産担保証券の期限前償還が増加すると、資産担保証券の価格が影響を受けます。期限前償還は金利要因のほか、さまざまな要因によっても変化すると考えられます。また、期限前償還の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の種類や特性によって異なります。

（ヘ）不動産投資信託（リート）に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ト）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（チ）為替変動リスク

「為替ヘッジあり　毎月決算型／為替ヘッジあり　資産成長型」

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

また、米ドル建て以外の一部の外貨建資産の通貨に対しては、原資産と異なる通貨で為替ヘッジを行うこと等があるため、為替変動の影響を受ける場合があります。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

「為替ヘッジなし　毎月決算型／為替ヘッジなし　資産成長型」

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

（リ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

（ヌ）流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

［マネープールファンド］

（イ）債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

（ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ハ）流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ　その他の留意点

（イ）ファンド固有の留意点

ａ．資産配分に関する留意点

各ファンド（マネープールファンドを除く）では、市場動向に応じて各資産の配分を機動的に変更しますが、変更しない場合に比べて基準価額が下落する場合もあります。

b．外国投資信託証券への投資について

各ファンド（マネープールファンドを除く）において、外国投資信託証券から株式等へ投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合と比べて税制が不利になる場合があります。

（ロ）投資信託に関する留意点

・マネープールファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

ハ　投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

## （参考情報）投資リスクの定量的比較

### ［ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移］

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

### ［ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

**□ 為替ヘッジあり　毎月決算型**

年間騰落率：
2019年4月～2024年3月

分配金再投資基準価額：
2019年4月～2024年3月

ファンド：
2019年4月～2024年3月

他の資産クラス：
2019年4月～2024年3月

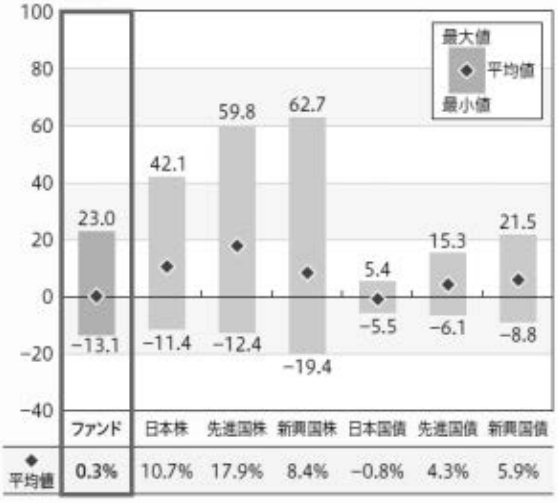


**□ 為替ヘッジなし　毎月決算型**

年間騰落率：
2019年4月～2024年3月

分配金再投資基準価額：
2019年4月～2024年3月

ファンド：
2019年4月～2024年3月

他の資産クラス：
2019年4月～2024年3月

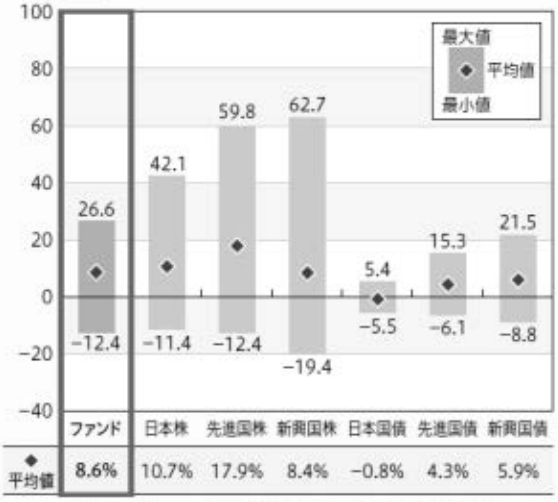


※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

### 為替ヘッジあり　資産成長型

年間騰落率：2019年4月～2024年3月

分配金再投資基準価額：2019年4月～2024年3月

ファンド：2019年4月～2024年3月

他の資産クラス：2019年4月～2024年3月

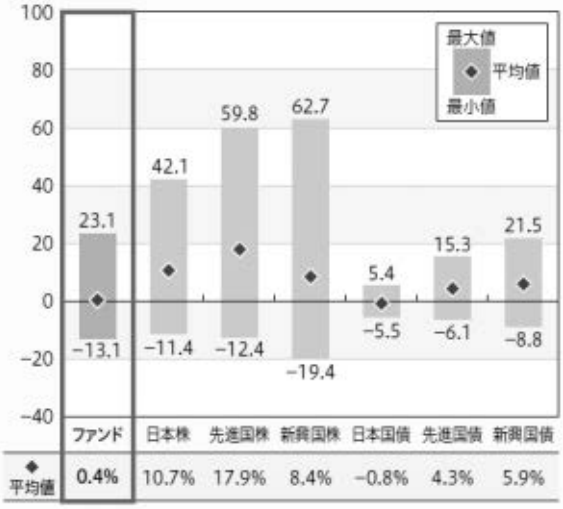


### 為替ヘッジなし　資産成長型

年間騰落率：2019年4月～2024年3月

分配金再投資基準価額：2019年4月～2024年3月

ファンド：2019年4月～2024年3月

他の資産クラス：2019年4月～2024年3月

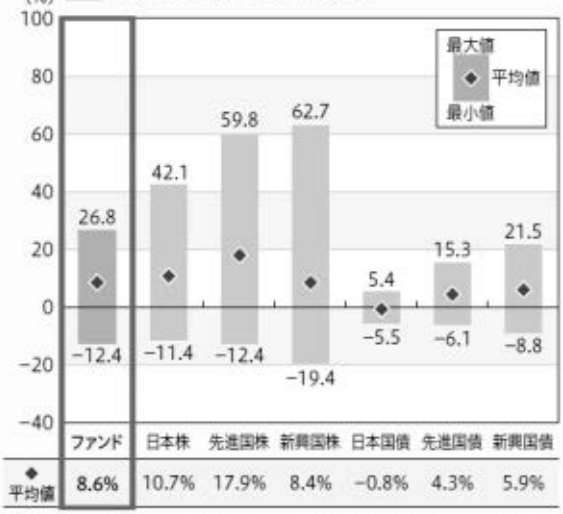


※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

### □ マネープールファンド

年間騰落率：
**2019年4月～2024年3月**

分配金再投資基準価額：
**2019年4月～2024年3月**

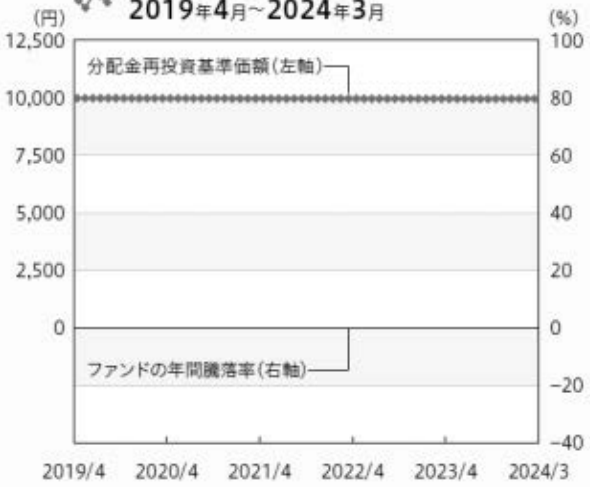


※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
**2019年4月～2024年3月**

他の資産クラス：
**2019年4月～2024年3月**

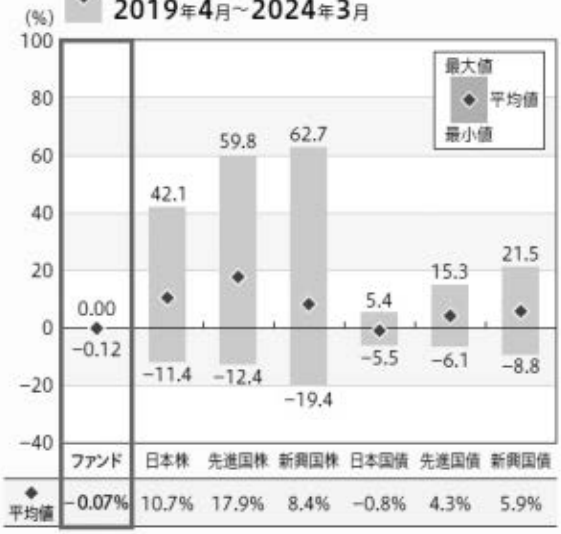


※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

| | |
|---|---|
| 日本株 | **TOPIX(東証株価指数、配当込み)**<br>株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。 |
| 先進国株 | **MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース)**<br>MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。 |
| 新興国株 | **MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)**<br>MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。 |
| 日本国債 | **NOMURA−BPI(国債)**<br>野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。 |
| 先進国債 | **FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)**<br>FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。 |
| 新興国債 | **JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)**<br>J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。 |

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.3%（税抜き 3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

［マネープールファンド］

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

<table>
<tr><td rowspan="7">ファンド</td><td colspan="3">純資産総額に年 1.8425%（税抜き 1.675%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。<br>信託報酬の配分は以下の通りです。<br>＜信託報酬の配分（税抜き）＞</td></tr>
<tr><td>支払先</td><td>料率</td><td>役務の内容</td></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>年1.00%</td><td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>年0.65%</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>年0.025%</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr>
<tr><td colspan="3">※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。</td></tr>
<tr><td>投資対象とする投資信託</td><td colspan="3">年0.04%程度*</td></tr>
<tr><td colspan="2">実質的な負担</td><td colspan="3">ファンドの純資産総額に対して年1.8825%（税抜き1.715%）程度*</td></tr>
</table>

＊投資対象とする投資信託の運用管理費用は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。

上記の料率は、2024 年 3 月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

［マネープールファンド］

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬率は、各月の前月の最終５営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値に 0.66（税抜き 0.60）を乗じた率とし、当該月の第１営業日の計上分より適用します。ただし、年 0.66％（税抜き 0.60％）を上限とします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

＜信託報酬の配分＞

| 支払先 | 純資産総額に上記の率を乗じた額を下記の比率で配分します | 役務の内容 |
|---|---|---|
| 委託会社 | 45％ | ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価 |
| 販売会社 | 45％ | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
| 受託会社 | 10％ | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |

（4）【その他の手数料等】

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

イ　信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、毎月決算型は各特定期末（毎年２月、８月に属する計算期末）または信託終了のときに、資産成長型は各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

ロ　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ　有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※　上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※　上記（1）～（4）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

［マネープールファンド］

イ　信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

ロ　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ　有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※　上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

| |
|---|
| ※　上記（1）～（4）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。 |

（5）【課税上の取扱い】

イ　個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ　一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ　収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

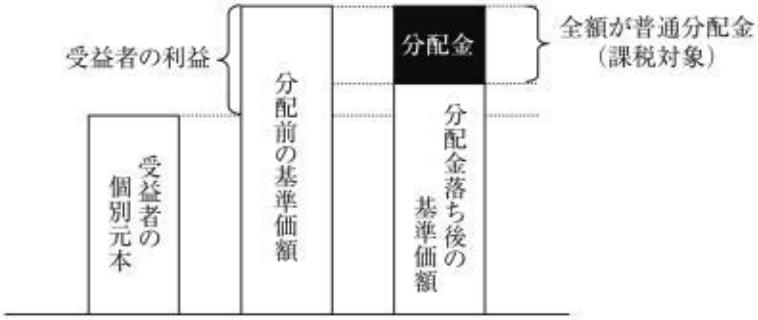


②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額

が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

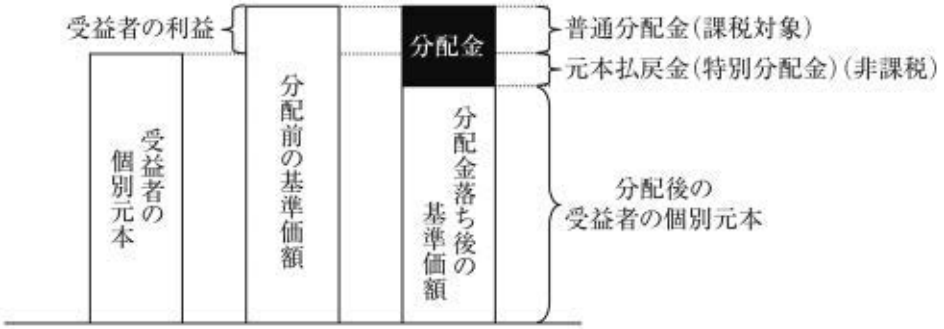


※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ　個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

ｉ．収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ⅱ．一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ＥＴＦ）、上場不動産投資信託（ＲＥＩＴ）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※「資産成長型」は、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※「毎月決算型」および「マネープールファンド」は、ＮＩＳＡの対象ではありません。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が

無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2024年3月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

## (参考情報)総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2023年8月23日～2024年2月22日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。
投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。(マネープールファンドを除きます。)

| | 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|---|---|---|---|
| 為替ヘッジあり 毎月決算型 | 2.26% | 1.83% | 0.42% |
| 為替ヘッジなし 毎月決算型 | 2.26% | 1.84% | 0.43% |
| 為替ヘッジあり 資産成長型 | 2.26% | 1.84% | 0.42% |
| 為替ヘッジなし 資産成長型 | 2.27% | 1.84% | 0.43% |
| マネープールファンド | 0.00% | 0.00% | 0.00% |

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。
※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。
※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。
運用報告書は、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/)から検索いただけます。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　毎月決算型）

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 492,656,931 | 97.35 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | － | 13,387,077 | 2.65 |
| 合計（純資産総額） | | 506,044,008 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　毎月決算型）

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 9,823,315,825 | 97.50 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | － | 251,617,075 | 2.50 |
| 合計（純資産総額） | | 10,074,932,900 | 100.00 |

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　資産成長型）

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 353,749,046 | 97.36 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | － | 9,600,764 | 2.64 |
| 合計（純資産総額） | | 363,349,810 | 100.00 |

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　資産成長型）

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 4,051,861,127 | 97.56 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | － | 101,188,931 | 2.44 |
| 合計（純資産総額） | | 4,153,050,058 | 100.00 |

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 1,963,609 | 97.54 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | - | 49,477 | 2.46 |
| 合計（純資産総額） | | 2,013,086 | 100.00 |

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　毎月決算型）

イ　主要投資銘柄

2024年3月29日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価（円） | 帳簿価額（円） | 評価額単価（円） | 評価額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | Total Return Fund JPY Class | 511,302,413 | 0.5178 | 264,752,640 | 0.5186 | 265,161,431 | 52.40 |
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | Equity Income Fund Class A | 162,172,441 | 1.3854 | 224,672,411 | 1.4028 | 227,495,500 | 44.96 |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2024年3月29日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | 97.35 |
| 合　計 | 97.35 |

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　毎月決算型）

イ　主要投資銘柄

2024年3月29日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価（円） | 帳簿価額（円） | 評価額単価（円） | 評価額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | Total Return Fund USD Class | 4,335,008,861 | 1.2168 | 5,274,838,676 | 1.2182 | 5,280,907,794 | 52.42 |
| ケイマン諸島 | 投資信託受益 | Equity Income Fund Class B | 1,638,852,701 | 2.7389 | 4,488,645,947 | 2.7717 | 4,542,408,031 | 45.09 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 証券 | | | | | | | |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2024年3月29日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | 97.50 |
| 合　計 | 97.50 |

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　資産成長型）

イ　主要投資銘柄

2024年3月29日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価（円） | 帳簿価額（円） | 評価額単価（円） | 評価額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | Total Return Fund JPY Class | 366,542,228 | 0.5184 | 190,006,999 | 0.5186 | 190,088,799 | 52.32 |
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | Equity Income Fund Class A | 116,666,843 | 1.3273 | 154,855,916 | 1.4028 | 163,660,247 | 45.04 |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2024年3月29日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | 97.36 |
| 合　計 | 97.36 |

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　資産成長型）

イ　主要投資銘柄

2024年3月29日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価（円） | 帳簿価額（円） | 評価額単価（円） | 評価額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | Total Return Fund USD Class | 1,784,532,046 | 1.1950 | 2,132,513,316 | 1.2182 | 2,173,916,938 | 52.35 |
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | Equity Income Fund Class B | 677,542,371 | 2.5853 | 1,751,675,301 | 2.7717 | 1,877,944,189 | 45.22 |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2024年3月29日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | 97.56 |
| 合　計 | 97.56 |

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

イ　主要投資銘柄

2024年3月29日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価（円） | 帳簿価額（円） | 評価額単価（円） | 評価額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | マネー・マネジメント・マザーファンド | 1,971,100 | 0.9960 | 1,963,215 | 0.9962 | 1,963,609 | 97.54 |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2024年3月29日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 97.54 |
| 合　計 | 97.54 |

②【投資不動産物件】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　毎月決算型）

該当事項はありません。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　毎月決算型）

該当事項はありません。

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　資産成長型）

該当事項はありません。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　資産成長型）

該当事項はありません。

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　毎月決算型）

該当事項はありません。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　毎月決算型）

該当事項はありません。

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　資産成長型）

該当事項はありません。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　資産成長型）

該当事項はありません。

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　毎月決算型）

| 年月日 | 純資産総額（円） | | １万口当たりの純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 特定２期　（2014年 8月22日） | 953,146,168 | 977,925,954 | 10,687 | 10,967 |
| 特定３期　（2015年 2月23日） | 1,884,785,876 | 1,901,286,159 | 10,569 | 10,689 |
| 特定４期　（2015年 8月24日） | 1,968,495,281 | 1,992,778,428 | 9,972 | 10,092 |
| 特定５期　（2016年 2月22日） | 1,885,437,860 | 1,908,960,746 | 9,543 | 9,663 |
| 特定６期　（2016年 8月22日） | 1,762,913,054 | 1,785,538,349 | 10,304 | 10,424 |
| 特定７期　（2017年 2月22日） | 2,101,430,651 | 2,122,189,417 | 10,426 | 10,546 |
| 特定８期　（2017年 8月22日） | 1,526,239,693 | 1,550,595,817 | 10,341 | 10,491 |
| 特定９期　（2018年 2月22日） | 1,467,305,053 | 1,494,020,336 | 10,378 | 10,558 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 特定 10 期　（2018 年 8 月 22 日） | 1,385,944,613 | 1,402,437,333 | 10,348 | 10,468 |
| 特定 11 期　（2019 年 2 月 22 日） | 1,194,120,815 | 1,209,253,219 | 9,984 | 10,104 |
| 特定 12 期　（2019 年 8 月 22 日） | 1,157,727,206 | 1,171,632,931 | 10,053 | 10,173 |
| 特定 13 期　（2020 年 2 月 25 日） | 948,522,961 | 961,455,176 | 10,257 | 10,377 |
| 特定 14 期　（2020 年 8 月 24 日） | 823,362,713 | 834,004,027 | 9,546 | 9,666 |
| 特定 15 期　（2021 年 2 月 22 日） | 748,727,386 | 758,437,364 | 10,181 | 10,301 |
| 特定 16 期　（2021 年 8 月 23 日） | 753,363,665 | 764,018,732 | 10,473 | 10,623 |
| 特定 17 期　（2022 年 2 月 22 日） | 743,810,934 | 757,095,864 | 10,420 | 10,600 |
| 特定 18 期　（2022 年 8 月 22 日） | 641,214,564 | 651,379,063 | 9,915 | 10,065 |
| 特定 19 期　（2023 年 2 月 22 日） | 577,278,698 | 584,926,458 | 9,134 | 9,254 |
| 特定 20 期　（2023 年 8 月 22 日） | 541,058,289 | 548,581,826 | 8,717 | 8,837 |
| 特定 21 期　（2024 年 2 月 22 日） | 509,211,337 | 516,435,506 | 8,719 | 8,839 |
| 2023 年 3 月末日 | 576,914,769 | － | 9,110 | － |
| 4 月末日 | 577,362,909 | － | 9,132 | － |
| 5 月末日 | 560,107,152 | － | 8,861 | － |
| 6 月末日 | 560,857,442 | － | 8,918 | － |
| 7 月末日 | 562,668,689 | － | 9,032 | － |
| 8 月末日 | 544,511,975 | － | 8,853 | － |
| 9 月末日 | 521,204,566 | － | 8,521 | － |
| 10 月末日 | 499,599,212 | － | 8,236 | － |
| 11 月末日 | 518,022,101 | － | 8,607 | － |
| 12 月末日 | 532,029,779 | － | 8,879 | － |
| 2024 年 1 月末日 | 525,746,678 | － | 8,815 | － |
| 2 月末日 | 509,961,998 | － | 8,730 | － |
| 3 月末日 | 506,044,008 | － | 8,952 | － |

（注）分配付純資産総額（分配付１万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（１万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落１万口当たりの純資産額）に加算したものです。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　毎月決算型）

| 年月日 | 純資産総額（円） | | １万口当たりの純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 特定 2 期　（2014 年 8 月 22 日） | 12,322,963,783 | 12,848,138,940 | 11,097 | 11,577 |
| 特定 3 期　（2015 年 2 月 23 日） | 22,863,319,990 | 23,709,695,793 | 12,012 | 12,592 |
| 特定 4 期　（2015 年 8 月 24 日） | 37,062,008,052 | 39,005,393,769 | 11,166 | 11,846 |
| 特定 5 期　（2016 年 2 月 22 日） | 35,818,333,176 | 36,346,737,364 | 9,823 | 9,973 |
| 特定 6 期　（2016 年 8 月 22 日） | 31,143,459,457 | 31,558,784,804 | 9,487 | 9,607 |
| 特定 7 期　（2017 年 2 月 22 日） | 28,371,471,666 | 29,471,952,329 | 10,677 | 11,077 |
| 特定 8 期　（2017 年 8 月 22 日） | 23,677,260,606 | 24,163,196,532 | 10,155 | 10,355 |
| 特定 9 期　（2018 年 2 月 22 日） | 19,443,406,528 | 20,018,260,260 | 10,088 | 10,368 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 特定10期　(2018年 8月22日) | 17,982,652,261 | 18,254,256,318 | 10,404 | 10,554 |
| 特定11期　(2019年 2月22日) | 16,325,998,779 | 16,522,805,344 | 10,184 | 10,304 |
| 特定12期　(2019年 8月22日) | 14,885,333,625 | 15,068,122,085 | 10,004 | 10,124 |
| 特定13期　(2020年 2月25日) | 14,310,607,661 | 14,520,634,082 | 10,700 | 10,850 |
| 特定14期　(2020年 8月24日) | 12,370,205,089 | 12,526,657,861 | 9,638 | 9,758 |
| 特定15期　(2021年 2月22日) | 11,700,910,174 | 11,845,114,497 | 10,270 | 10,390 |
| 特定16期　(2021年 8月23日) | 11,000,783,965 | 11,400,054,887 | 10,773 | 11,153 |
| 特定17期　(2022年 2月22日) | 10,445,265,858 | 10,912,296,787 | 10,954 | 11,434 |
| 特定18期　(2022年 8月22日) | 10,996,479,913 | 11,625,206,869 | 12,008 | 12,688 |
| 特定19期　(2023年 2月22日) | 9,764,261,328 | 10,199,197,954 | 10,905 | 11,385 |
| 特定20期　(2023年 8月22日) | 9,934,244,423 | 10,270,052,650 | 11,352 | 11,732 |
| 特定21期　(2024年 2月22日) | 9,720,819,850 | 10,214,869,734 | 11,585 | 12,165 |
| 2023年 3月末日 | 9,648,515,090 | － | 10,766 | － |
| 4月末日 | 9,712,523,108 | － | 10,865 | － |
| 5月末日 | 9,830,111,920 | － | 11,048 | － |
| 6月末日 | 10,216,345,031 | － | 11,598 | － |
| 7月末日 | 9,877,525,808 | － | 11,244 | － |
| 8月末日 | 10,069,552,637 | － | 11,510 | － |
| 9月末日 | 9,961,906,901 | － | 11,415 | － |
| 10月末日 | 9,466,871,804 | － | 10,888 | － |
| 11月末日 | 9,741,991,308 | － | 11,330 | － |
| 12月末日 | 9,485,341,173 | － | 11,261 | － |
| 2024年 1月末日 | 9,667,996,981 | － | 11,485 | － |
| 2月末日 | 9,774,578,323 | － | 11,656 | － |
| 3月末日 | 10,074,932,900 | － | 12,060 | － |

（注）分配付純資産総額（分配付１万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（１万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落１万口当たりの純資産額）に加算したものです。

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　資産成長型）

| 年月日 | 純資産総額（円） | | １万口当たりの純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第2期　(2014年 8月22日) | 664,522,491 | 664,522,491 | 11,008 | 11,008 |
| 第3期　(2015年 2月23日) | 857,796,636 | 857,796,636 | 11,011 | 11,011 |
| 第4期　(2015年 8月24日) | 906,791,125 | 906,791,125 | 10,506 | 10,506 |
| 第5期　(2016年 2月22日) | 813,017,896 | 813,017,896 | 10,178 | 10,178 |
| 第6期　(2016年 8月22日) | 790,894,797 | 790,894,797 | 11,121 | 11,121 |
| 第7期　(2017年 2月22日) | 1,005,895,297 | 1,005,895,297 | 11,389 | 11,389 |
| 第8期　(2017年 8月22日) | 1,010,412,249 | 1,010,412,249 | 11,465 | 11,465 |
| 第9期　(2018年 2月22日) | 1,037,710,301 | 1,037,710,301 | 11,703 | 11,703 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第10期　(2018年 8月22日) | 991,075,000 | 991,075,000 | 11,810 | 11,810 |
| 第11期　(2019年 2月22日) | 861,546,131 | 861,546,131 | 11,529 | 11,529 |
| 第12期　(2019年 8月22日) | 714,235,538 | 714,235,538 | 11,750 | 11,750 |
| 第13期　(2020年 2月25日) | 676,869,184 | 676,869,184 | 12,133 | 12,133 |
| 第14期　(2020年 8月24日) | 634,094,767 | 634,094,767 | 11,464 | 11,464 |
| 第15期　(2021年 2月22日) | 599,181,670 | 599,181,670 | 12,379 | 12,379 |
| 第16期　(2021年 8月23日) | 562,236,448 | 562,236,448 | 12,929 | 12,929 |
| 第17期　(2022年 2月22日) | 446,622,321 | 446,622,321 | 13,097 | 13,097 |
| 第18期　(2022年 8月22日) | 428,466,008 | 428,466,008 | 12,656 | 12,656 |
| 第19期　(2023年 2月22日) | 403,418,992 | 403,418,992 | 11,811 | 11,811 |
| 第20期　(2023年 8月22日) | 375,888,785 | 375,888,785 | 11,422 | 11,422 |
| 第21期　(2024年 2月22日) | 352,928,584 | 352,928,584 | 11,594 | 11,594 |
| 2023年 3月末日 | 401,831,624 | － | 11,808 | － |
| 4月末日 | 403,135,603 | － | 11,863 | － |
| 5月末日 | 388,756,849 | － | 11,535 | － |
| 6月末日 | 388,583,592 | － | 11,635 | － |
| 7月末日 | 388,841,548 | － | 11,811 | － |
| 8月末日 | 381,652,702 | － | 11,600 | － |
| 9月末日 | 368,659,364 | － | 11,190 | － |
| 10月末日 | 357,232,196 | － | 10,843 | － |
| 11月末日 | 364,359,830 | － | 11,366 | － |
| 12月末日 | 370,534,050 | － | 11,753 | － |
| 2024年 1月末日 | 366,577,009 | － | 11,695 | － |
| 2月末日 | 351,999,134 | － | 11,608 | － |
| 3月末日 | 363,349,810 | － | 11,930 | － |

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　資産成長型）

| 年月日 | 純資産総額（円） | | 1万口当たりの純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第2期　(2014年 8月22日) | 7,485,794,071 | 7,485,794,071 | 11,702 | 11,702 |
| 第3期　(2015年 2月23日) | 10,620,120,043 | 10,620,120,043 | 13,336 | 13,336 |
| 第4期　(2015年 8月24日) | 11,136,018,847 | 11,136,018,847 | 13,135 | 13,135 |
| 第5期　(2016年 2月22日) | 9,711,548,382 | 9,711,548,382 | 11,709 | 11,709 |
| 第6期　(2016年 8月22日) | 8,752,049,487 | 8,752,049,487 | 11,443 | 11,443 |
| 第7期　(2017年 2月22日) | 8,718,897,015 | 8,718,897,015 | 13,388 | 13,388 |
| 第8期　(2017年 8月22日) | 7,392,530,497 | 7,392,530,497 | 12,975 | 12,975 |
| 第9期　(2018年 2月22日) | 6,008,457,701 | 6,008,457,701 | 13,229 | 13,229 |
| 第10期　(2018年 8月22日) | 5,657,683,452 | 5,657,683,452 | 13,840 | 13,840 |
| 第11期　(2019年 2月22日) | 4,995,617,881 | 4,995,617,881 | 13,711 | 13,711 |
| 第12期　(2019年 8月22日) | 4,597,491,465 | 4,597,491,465 | 13,622 | 13,622 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第13期　(2020年 2月25日) | 4,400,308,006 | 4,400,308,006 | 14,788 | 14,788 |
| 第14期　(2020年 8月24日) | 3,909,753,496 | 3,909,753,496 | 13,502 | 13,502 |
| 第15期　(2021年 2月22日) | 3,663,897,690 | 3,663,897,690 | 14,572 | 14,572 |
| 第16期　(2021年 8月23日) | 3,512,368,831 | 3,512,368,831 | 15,840 | 15,840 |
| 第17期　(2022年 2月22日) | 3,482,263,884 | 3,482,263,884 | 16,812 | 16,812 |
| 第18期　(2022年 8月22日) | 3,901,111,103 | 3,901,111,103 | 19,509 | 19,509 |
| 第19期　(2023年 2月22日) | 3,533,679,404 | 3,533,679,404 | 18,466 | 18,466 |
| 第20期　(2023年 8月22日) | 3,714,646,953 | 3,714,646,953 | 19,902 | 19,902 |
| 第21期　(2024年 2月22日) | 3,974,820,235 | 3,974,820,235 | 21,385 | 21,385 |
| 2023年 3月末日 | 3,464,373,804 | － | 18,269 | － |
| 4月末日 | 3,523,321,002 | － | 18,606 | － |
| 5月末日 | 3,581,191,068 | － | 18,955 | － |
| 6月末日 | 3,752,467,301 | － | 19,941 | － |
| 7月末日 | 3,674,607,043 | － | 19,674 | － |
| 8月末日 | 3,763,607,618 | － | 20,181 | － |
| 9月末日 | 3,834,909,983 | － | 20,050 | － |
| 10月末日 | 3,698,308,978 | － | 19,470 | － |
| 11月末日 | 3,834,478,023 | － | 20,299 | － |
| 12月末日 | 3,746,981,005 | － | 20,209 | － |
| 2024年 1月末日 | 3,923,666,988 | － | 21,163 | － |
| 2月末日 | 3,997,141,525 | － | 21,517 | － |
| 3月末日 | 4,153,050,058 | － | 22,302 | － |

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

| 年月日 | 純資産総額（円） | | 1万口当たりの純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第2期　(2014年 8月22日) | 1,060,359 | 1,060,359 | 10,003 | 10,003 |
| 第3期　(2015年 2月23日) | 2,380,234 | 2,380,234 | 10,002 | 10,002 |
| 第4期　(2015年 8月24日) | 2,527,389 | 2,527,389 | 10,002 | 10,002 |
| 第5期　(2016年 2月22日) | 16,033,765 | 16,033,765 | 10,001 | 10,001 |
| 第6期　(2016年 8月22日) | 17,081,449 | 17,081,449 | 9,998 | 9,998 |
| 第7期　(2017年 2月22日) | 7,803,659 | 7,803,659 | 9,994 | 9,994 |
| 第8期　(2017年 8月22日) | 7,926,450 | 7,926,450 | 9,990 | 9,990 |
| 第9期　(2018年 2月22日) | 8,424,056 | 8,424,056 | 9,985 | 9,985 |
| 第10期　(2018年 8月22日) | 7,842,911 | 7,842,911 | 9,983 | 9,983 |
| 第11期　(2019年 2月22日) | 6,221,202 | 6,221,202 | 9,980 | 9,980 |
| 第12期　(2019年 8月22日) | 6,232,555 | 6,232,555 | 9,976 | 9,976 |
| 第13期　(2020年 2月25日) | 3,349,529 | 3,349,529 | 9,971 | 9,971 |
| 第14期　(2020年 8月24日) | 7,900,665 | 7,900,665 | 9,964 | 9,964 |
| 第15期　(2021年 2月22日) | 8,279,747 | 8,279,747 | 9,959 | 9,959 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第16期　(2021年 8月23日) | 7,986,498 | 7,986,498 | 9,958 | 9,958 |
| 第17期　(2022年 2月22日) | 7,969,342 | 7,969,342 | 9,953 | 9,953 |
| 第18期　(2022年 8月22日) | 3,480,800 | 3,480,800 | 9,952 | 9,952 |
| 第19期　(2023年 2月22日) | 3,453,125 | 3,453,125 | 9,950 | 9,950 |
| 第20期　(2023年 8月22日) | 3,226,221 | 3,226,221 | 9,946 | 9,946 |
| 第21期　(2024年 2月22日) | 2,012,692 | 2,012,692 | 9,946 | 9,946 |
| 2023年 3月末日 | 3,454,784 | － | 9,949 | － |
| 4月末日 | 3,456,444 | － | 9,948 | － |
| 5月末日 | 3,458,102 | － | 9,947 | － |
| 6月末日 | 3,458,102 | － | 9,947 | － |
| 7月末日 | 3,225,903 | － | 9,945 | － |
| 8月末日 | 3,222,903 | － | 9,945 | － |
| 9月末日 | 3,222,903 | － | 9,945 | － |
| 10月末日 | 2,012,101 | － | 9,943 | － |
| 11月末日 | 2,012,101 | － | 9,943 | － |
| 12月末日 | 2,013,086 | － | 9,948 | － |
| 2024年 1月末日 | 2,013,086 | － | 9,948 | － |
| 2月末日 | 2,012,692 | － | 9,946 | － |
| 3月末日 | 2,013,086 | － | 9,948 | － |

②【分配の推移】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　毎月決算型）

| | 計算期間 | 1万口当たり分配金（円） |
|---|---|---|
| 特定2期 | 2014年 2月25日～2014年 8月22日 | 280 |
| 特定3期 | 2014年 8月23日～2015年 2月23日 | 120 |
| 特定4期 | 2015年 2月24日～2015年 8月24日 | 120 |
| 特定5期 | 2015年 8月25日～2016年 2月22日 | 120 |
| 特定6期 | 2016年 2月23日～2016年 8月22日 | 120 |
| 特定7期 | 2016年 8月23日～2017年 2月22日 | 120 |
| 特定8期 | 2017年 2月23日～2017年 8月22日 | 150 |
| 特定9期 | 2017年 8月23日～2018年 2月22日 | 180 |
| 特定10期 | 2018年 2月23日～2018年 8月22日 | 120 |
| 特定11期 | 2018年 8月23日～2019年 2月22日 | 120 |
| 特定12期 | 2019年 2月23日～2019年 8月22日 | 120 |
| 特定13期 | 2019年 8月23日～2020年 2月25日 | 120 |
| 特定14期 | 2020年 2月26日～2020年 8月24日 | 120 |
| 特定15期 | 2020年 8月25日～2021年 2月22日 | 120 |
| 特定16期 | 2021年 2月23日～2021年 8月23日 | 150 |
| 特定17期 | 2021年 8月24日～2022年 2月22日 | 180 |
| 特定18期 | 2022年 2月23日～2022年 8月22日 | 150 |

| | | |
|---|---|---|
| 特定 19 期 | 2022 年 8 月 23 日～2023 年 2 月 22 日 | 120 |
| 特定 20 期 | 2023 年 2 月 23 日～2023 年 8 月 22 日 | 120 |
| 特定 21 期 | 2023 年 8 月 23 日～2024 年 2 月 22 日 | 120 |

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　毎月決算型）

| | 計算期間 | １万口当たり分配金（円） |
|---|---|---|
| 特定 2 期 | 2014 年 2 月 25 日～2014 年 8 月 22 日 | 480 |
| 特定 3 期 | 2014 年 8 月 23 日～2015 年 2 月 23 日 | 580 |
| 特定 4 期 | 2015 年 2 月 24 日～2015 年 8 月 24 日 | 680 |
| 特定 5 期 | 2015 年 8 月 25 日～2016 年 2 月 22 日 | 150 |
| 特定 6 期 | 2016 年 2 月 23 日～2016 年 8 月 22 日 | 120 |
| 特定 7 期 | 2016 年 8 月 23 日～2017 年 2 月 22 日 | 400 |
| 特定 8 期 | 2017 年 2 月 23 日～2017 年 8 月 22 日 | 200 |
| 特定 9 期 | 2017 年 8 月 23 日～2018 年 2 月 22 日 | 280 |
| 特定 10 期 | 2018 年 2 月 23 日～2018 年 8 月 22 日 | 150 |
| 特定 11 期 | 2018 年 8 月 23 日～2019 年 2 月 22 日 | 120 |
| 特定 12 期 | 2019 年 2 月 23 日～2019 年 8 月 22 日 | 120 |
| 特定 13 期 | 2019 年 8 月 23 日～2020 年 2 月 25 日 | 150 |
| 特定 14 期 | 2020 年 2 月 26 日～2020 年 8 月 24 日 | 120 |
| 特定 15 期 | 2020 年 8 月 25 日～2021 年 2 月 22 日 | 120 |
| 特定 16 期 | 2021 年 2 月 23 日～2021 年 8 月 23 日 | 380 |
| 特定 17 期 | 2021 年 8 月 24 日～2022 年 2 月 22 日 | 480 |
| 特定 18 期 | 2022 年 2 月 23 日～2022 年 8 月 22 日 | 680 |
| 特定 19 期 | 2022 年 8 月 23 日～2023 年 2 月 22 日 | 480 |
| 特定 20 期 | 2023 年 2 月 23 日～2023 年 8 月 22 日 | 380 |
| 特定 21 期 | 2023 年 8 月 23 日～2024 年 2 月 22 日 | 580 |

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　資産成長型）

| | 計算期間 | １万口当たり分配金（円） |
|---|---|---|
| 第 2 期 | 2014 年 2 月 25 日～2014 年 8 月 22 日 | 0 |
| 第 3 期 | 2014 年 8 月 23 日～2015 年 2 月 23 日 | 0 |
| 第 4 期 | 2015 年 2 月 24 日～2015 年 8 月 24 日 | 0 |
| 第 5 期 | 2015 年 8 月 25 日～2016 年 2 月 22 日 | 0 |
| 第 6 期 | 2016 年 2 月 23 日～2016 年 8 月 22 日 | 0 |
| 第 7 期 | 2016 年 8 月 23 日～2017 年 2 月 22 日 | 0 |
| 第 8 期 | 2017 年 2 月 23 日～2017 年 8 月 22 日 | 0 |
| 第 9 期 | 2017 年 8 月 23 日～2018 年 2 月 22 日 | 0 |
| 第 10 期 | 2018 年 2 月 23 日～2018 年 8 月 22 日 | 0 |
| 第 11 期 | 2018 年 8 月 23 日～2019 年 2 月 22 日 | 0 |
| 第 12 期 | 2019 年 2 月 23 日～2019 年 8 月 22 日 | 0 |

| | | |
|---|---|---|
| 第13期 | 2019年 8月23日～2020年 2月25日 | 0 |
| 第14期 | 2020年 2月26日～2020年 8月24日 | 0 |
| 第15期 | 2020年 8月25日～2021年 2月22日 | 0 |
| 第16期 | 2021年 2月23日～2021年 8月23日 | 0 |
| 第17期 | 2021年 8月24日～2022年 2月22日 | 0 |
| 第18期 | 2022年 2月23日～2022年 8月22日 | 0 |
| 第19期 | 2022年 8月23日～2023年 2月22日 | 0 |
| 第20期 | 2023年 2月23日～2023年 8月22日 | 0 |
| 第21期 | 2023年 8月23日～2024年 2月22日 | 0 |

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　資産成長型）

| | 計算期間 | １万口当たり分配金（円） |
|---|---|---|
| 第2期 | 2014年 2月25日～2014年 8月22日 | 0 |
| 第3期 | 2014年 8月23日～2015年 2月23日 | 0 |
| 第4期 | 2015年 2月24日～2015年 8月24日 | 0 |
| 第5期 | 2015年 8月25日～2016年 2月22日 | 0 |
| 第6期 | 2016年 2月23日～2016年 8月22日 | 0 |
| 第7期 | 2016年 8月23日～2017年 2月22日 | 0 |
| 第8期 | 2017年 2月23日～2017年 8月22日 | 0 |
| 第9期 | 2017年 8月23日～2018年 2月22日 | 0 |
| 第10期 | 2018年 2月23日～2018年 8月22日 | 0 |
| 第11期 | 2018年 8月23日～2019年 2月22日 | 0 |
| 第12期 | 2019年 2月23日～2019年 8月22日 | 0 |
| 第13期 | 2019年 8月23日～2020年 2月25日 | 0 |
| 第14期 | 2020年 2月26日～2020年 8月24日 | 0 |
| 第15期 | 2020年 8月25日～2021年 2月22日 | 0 |
| 第16期 | 2021年 2月23日～2021年 8月23日 | 0 |
| 第17期 | 2021年 8月24日～2022年 2月22日 | 0 |
| 第18期 | 2022年 2月23日～2022年 8月22日 | 0 |
| 第19期 | 2022年 8月23日～2023年 2月22日 | 0 |
| 第20期 | 2023年 2月23日～2023年 8月22日 | 0 |
| 第21期 | 2023年 8月23日～2024年 2月22日 | 0 |

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

| | 計算期間 | １万口当たり分配金（円） |
|---|---|---|
| 第2期 | 2014年 2月25日～2014年 8月22日 | 0 |
| 第3期 | 2014年 8月23日～2015年 2月23日 | 0 |
| 第4期 | 2015年 2月24日～2015年 8月24日 | 0 |
| 第5期 | 2015年 8月25日～2016年 2月22日 | 0 |
| 第6期 | 2016年 2月23日～2016年 8月22日 | 0 |

| | | |
|---|---|---|
| 第7期 | 2016年 8月23日～2017年 2月22日 | 0 |
| 第8期 | 2017年 2月23日～2017年 8月22日 | 0 |
| 第9期 | 2017年 8月23日～2018年 2月22日 | 0 |
| 第10期 | 2018年 2月23日～2018年 8月22日 | 0 |
| 第11期 | 2018年 8月23日～2019年 2月22日 | 0 |
| 第12期 | 2019年 2月23日～2019年 8月22日 | 0 |
| 第13期 | 2019年 8月23日～2020年 2月25日 | 0 |
| 第14期 | 2020年 2月26日～2020年 8月24日 | 0 |
| 第15期 | 2020年 8月25日～2021年 2月22日 | 0 |
| 第16期 | 2021年 2月23日～2021年 8月23日 | 0 |
| 第17期 | 2021年 8月24日～2022年 2月22日 | 0 |
| 第18期 | 2022年 2月23日～2022年 8月22日 | 0 |
| 第19期 | 2022年 8月23日～2023年 2月22日 | 0 |
| 第20期 | 2023年 2月23日～2023年 8月22日 | 0 |
| 第21期 | 2023年 8月23日～2024年 2月22日 | 0 |

③【収益率の推移】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　毎月決算型）

| | 収益率（%） |
|---|---|
| 特定2期 | 4.6 |
| 特定3期 | 0.0 |
| 特定4期 | △4.5 |
| 特定5期 | △3.1 |
| 特定6期 | 9.2 |
| 特定7期 | 2.3 |
| 特定8期 | 0.6 |
| 特定9期 | 2.1 |
| 特定10期 | 0.9 |
| 特定11期 | △2.4 |
| 特定12期 | 1.9 |
| 特定13期 | 3.2 |
| 特定14期 | △5.8 |
| 特定15期 | 7.9 |
| 特定16期 | 4.3 |
| 特定17期 | 1.2 |
| 特定18期 | △3.4 |
| 特定19期 | △6.7 |
| 特定20期 | △3.3 |
| 特定21期 | 1.4 |

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該

特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　毎月決算型）

| | 収益率（%） |
|---|---|
| 特定2期 | 5.7 |
| 特定3期 | 13.5 |
| 特定4期 | △1.4 |
| 特定5期 | △10.7 |
| 特定6期 | △2.2 |
| 特定7期 | 16.8 |
| 特定8期 | △3.0 |
| 特定9期 | 2.1 |
| 特定10期 | 4.6 |
| 特定11期 | △1.0 |
| 特定12期 | △0.6 |
| 特定13期 | 8.5 |
| 特定14期 | △8.8 |
| 特定15期 | 7.8 |
| 特定16期 | 8.6 |
| 特定17期 | 6.1 |
| 特定18期 | 15.8 |
| 特定19期 | △5.2 |
| 特定20期 | 7.6 |
| 特定21期 | 7.2 |

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　資産成長型）

| | 収益率（%） |
|---|---|
| 第2期 | 4.7 |
| 第3期 | 0.0 |
| 第4期 | △4.6 |
| 第5期 | △3.1 |
| 第6期 | 9.3 |
| 第7期 | 2.4 |
| 第8期 | 0.7 |
| 第9期 | 2.1 |
| 第10期 | 0.9 |

| | |
|---|---|
| 第 11 期 | △2.4 |
| 第 12 期 | 1.9 |
| 第 13 期 | 3.3 |
| 第 14 期 | △5.5 |
| 第 15 期 | 8.0 |
| 第 16 期 | 4.4 |
| 第 17 期 | 1.3 |
| 第 18 期 | △3.4 |
| 第 19 期 | △6.7 |
| 第 20 期 | △3.3 |
| 第 21 期 | 1.5 |

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　資産成長型）

| | 収益率（%） |
|---|---|
| 第 2 期 | 5.9 |
| 第 3 期 | 14.0 |
| 第 4 期 | △1.5 |
| 第 5 期 | △10.9 |
| 第 6 期 | △2.3 |
| 第 7 期 | 17.0 |
| 第 8 期 | △3.1 |
| 第 9 期 | 2.0 |
| 第 10 期 | 4.6 |
| 第 11 期 | △0.9 |
| 第 12 期 | △0.6 |
| 第 13 期 | 8.6 |
| 第 14 期 | △8.7 |
| 第 15 期 | 7.9 |
| 第 16 期 | 8.7 |
| 第 17 期 | 6.1 |
| 第 18 期 | 16.0 |
| 第 19 期 | △5.3 |
| 第 20 期 | 7.8 |
| 第 21 期 | 7.5 |

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

| | 収益率（%） |
|---|---|
| 第2期 | 0.0 |
| 第3期 | △0.0 |
| 第4期 | 0.0 |
| 第5期 | △0.0 |
| 第6期 | △0.0 |
| 第7期 | △0.0 |
| 第8期 | △0.0 |
| 第9期 | △0.1 |
| 第10期 | △0.0 |
| 第11期 | △0.0 |
| 第12期 | △0.0 |
| 第13期 | △0.1 |
| 第14期 | △0.1 |
| 第15期 | △0.1 |
| 第16期 | △0.0 |
| 第17期 | △0.1 |
| 第18期 | △0.0 |
| 第19期 | △0.0 |
| 第20期 | △0.0 |
| 第21期 | 0.0 |

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（4）【設定及び解約の実績】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　毎月決算型）

| | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|---|---|---|
| 特定2期 | 377,310,707 | 219,649,749 |
| 特定3期 | 1,018,656,483 | 127,217,739 |
| 特定4期 | 590,044,478 | 399,398,715 |
| 特定5期 | 187,631,528 | 185,904,030 |
| 特定6期 | 155,450,515 | 420,165,677 |
| 特定7期 | 656,847,727 | 352,206,316 |
| 特定8期 | 230,217,811 | 769,838,664 |
| 特定9期 | 324,714,469 | 386,871,467 |
| 特定10期 | 52,689,745 | 127,190,129 |
| 特定11期 | 36,824,648 | 180,106,925 |
| 特定12期 | 33,728,273 | 78,161,179 |
| 特定13期 | 11,930,204 | 238,757,263 |
| 特定14期 | 8,233,434 | 70,450,416 |

| | | |
|---|---|---|
| 特定 15 期 | 16,033,717 | 143,155,674 |
| 特定 16 期 | 44,099,888 | 60,170,177 |
| 特定 17 期 | 72,780,750 | 78,295,188 |
| 特定 18 期 | 6,985,621 | 74,094,347 |
| 特定 19 期 | 6,414,863 | 21,148,377 |
| 特定 20 期 | 18,143,007 | 29,420,869 |
| 特定 21 期 | 7,367,673 | 44,041,797 |

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　毎月決算型）

| | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|---|---|---|
| 特定 2 期 | 2,479,705,345 | 2,085,536,360 |
| 特定 3 期 | 10,665,362,988 | 2,736,380,960 |
| 特定 4 期 | 16,789,309,618 | 2,630,329,629 |
| 特定 5 期 | 5,702,800,054 | 2,432,266,205 |
| 特定 6 期 | 557,272,438 | 4,194,452,648 |
| 特定 7 期 | 1,219,410,124 | 7,473,108,793 |
| 特定 8 期 | 788,141,899 | 4,044,985,789 |
| 特定 9 期 | 467,068,259 | 4,508,211,544 |
| 特定 10 期 | 299,994,293 | 2,289,269,799 |
| 特定 11 期 | 182,678,596 | 1,437,202,284 |
| 特定 12 期 | 121,512,848 | 1,273,059,838 |
| 特定 13 期 | 147,416,449 | 1,652,261,758 |
| 特定 14 期 | 81,792,000 | 621,454,890 |
| 特定 15 期 | 73,134,981 | 1,513,949,625 |
| 特定 16 期 | 194,069,485 | 1,376,546,932 |
| 特定 17 期 | 174,704,580 | 850,044,308 |
| 特定 18 期 | 216,378,848 | 594,811,204 |
| 特定 19 期 | 157,821,515 | 361,348,803 |
| 特定 20 期 | 143,206,778 | 345,662,320 |
| 特定 21 期 | 115,399,141 | 475,593,710 |

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　資産成長型）

| | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|---|---|---|
| 第 2 期 | 221,148,386 | 67,422,966 |
| 第 3 期 | 319,002,102 | 143,593,458 |
| 第 4 期 | 178,331,763 | 94,284,244 |
| 第 5 期 | 83,862,579 | 148,156,696 |
| 第 6 期 | 68,117,696 | 155,740,894 |

| | | |
|---|---|---|
| 第 7 期 | 315,949,259 | 143,959,380 |
| 第 8 期 | 136,529,519 | 138,415,361 |
| 第 9 期 | 195,543,740 | 190,151,249 |
| 第 10 期 | 43,210,627 | 90,691,613 |
| 第 11 期 | 16,712,871 | 108,647,511 |
| 第 12 期 | 9,743,171 | 149,158,538 |
| 第 13 期 | 5,726,123 | 55,729,969 |
| 第 14 期 | 13,473,417 | 18,208,513 |
| 第 15 期 | 4,771,757 | 73,880,697 |
| 第 16 期 | 11,273,170 | 60,421,237 |
| 第 17 期 | 4,943,653 | 98,808,274 |
| 第 18 期 | 6,962,437 | 9,416,894 |
| 第 19 期 | 14,419,309 | 11,389,198 |
| 第 20 期 | 3,329,074 | 15,811,330 |
| 第 21 期 | 6,085,146 | 30,763,835 |

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　資産成長型）

| | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|---|---|---|
| 第 2 期 | 1,559,517,409 | 1,295,091,835 |
| 第 3 期 | 3,175,534,168 | 1,609,182,188 |
| 第 4 期 | 1,928,063,645 | 1,413,498,236 |
| 第 5 期 | 902,337,492 | 1,086,074,484 |
| 第 6 期 | 203,940,389 | 850,056,055 |
| 第 7 期 | 355,157,507 | 1,491,076,377 |
| 第 8 期 | 300,614,428 | 1,115,437,474 |
| 第 9 期 | 138,705,116 | 1,294,411,438 |
| 第 10 期 | 97,739,565 | 551,736,886 |
| 第 11 期 | 94,256,687 | 538,588,278 |
| 第 12 期 | 43,636,158 | 311,913,379 |
| 第 13 期 | 42,819,594 | 442,453,952 |
| 第 14 期 | 69,258,928 | 149,016,378 |
| 第 15 期 | 40,826,472 | 422,257,010 |
| 第 16 期 | 29,758,445 | 326,689,085 |
| 第 17 期 | 32,109,919 | 178,217,825 |
| 第 18 期 | 43,852,141 | 115,522,701 |
| 第 19 期 | 35,660,250 | 121,664,961 |
| 第 20 期 | 36,543,238 | 83,712,431 |
| 第 21 期 | 111,312,080 | 119,102,744 |

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

| | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|---|---|---|
| 第２期 | 9,998 | 39,988 |
| 第３期 | 1,359,630 | 39,988 |
| 第４期 | 12,003,706 | 11,856,414 |
| 第５期 | 23,633,564 | 10,129,071 |
| 第６期 | 3,869,177 | 2,815,915 |
| 第７期 | 4,086,462 | 13,362,706 |
| 第８期 | 1,711,869 | 1,585,621 |
| 第９期 | 1,098,492 | 596,774 |
| 第10期 | 65,118 | 645,376 |
| 第11期 | 582,869 | 2,205,090 |
| 第12期 | 419,367 | 405,924 |
| 第13期 | 342,044 | 3,230,015 |
| 第14期 | 4,862,541 | 292,430 |
| 第15期 | 428,129 | 44,158 |
| 第16期 | 40,200 | 333,695 |
| 第17期 | 52,259 | 65,299 |
| 第18期 | 37,185 | 4,546,473 |
| 第19期 | 32,183 | 59,295 |
| 第20期 | 7,041 | 233,800 |
| 第21期 | 0 | 1,220,117 |

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

マネー・マネジメント・マザーファンド

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 特殊債券 | 日本 | 3,008,250 | 56.84 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | － | 2,284,391 | 43.16 |
| 合計（純資産総額） | | 5,292,641 | 100.00 |

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

マネー・マネジメント・マザーファンド

イ　主要投資銘柄

2024年3月29日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価（円） | 帳簿価額（円） | 評価額単価（円） | 評価額（円） | 利率（%） | 償還期限 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 特殊債 | ２２２　政 | 1,000,000 | 100.51 | 1,005,130 | 100.29 | 1,002,919 | 0.601 | 2024/07/31 | 18.95 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 券 | 保道路機構 | | | | | | | | |
| 日本 | 特殊債券 | ６２政保地方公共団 | 1,000,000 | 100.35 | 1,003,490 | 100.29 | 1,002,877 | 0.601 | 2024/07/16 | 18.95 |
| 日本 | 特殊債券 | ６１政保地方公共団 | 1,000,000 | 100.59 | 1,005,920 | 100.25 | 1,002,454 | 0.644 | 2024/06/14 | 18.94 |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2024 年 3 月 29 日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 特殊債券 | 56.84 |
| 合　計 | 56.84 |

②投資不動産物件

マネー・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

マネー・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

≪参考情報≫

基準日:2024年3月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移

## 分配の推移

### □ 為替ヘッジあり　毎月決算型

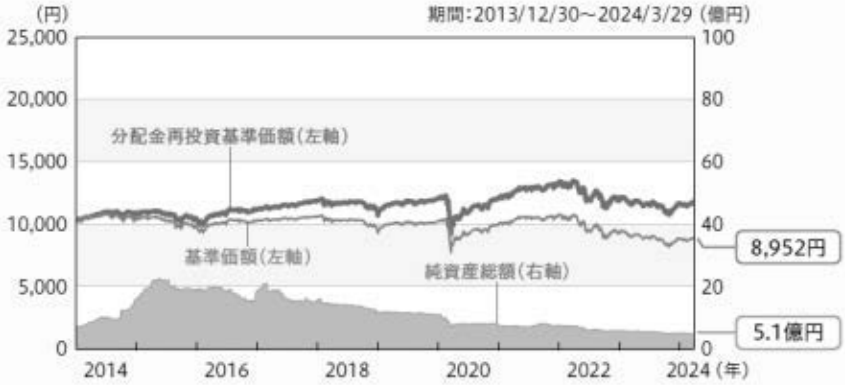


| 決算期 | 分配金 |
|---|---|
| 2024年 3月 | 20円 |
| 2024年 2月 | 20円 |
| 2024年 1月 | 20円 |
| 2023年12月 | 20円 |
| 2023年11月 | 20円 |
| 直近1年間累計 | 240円 |
| 設定来累計 | 2,870円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

### □ 為替ヘッジなし　毎月決算型

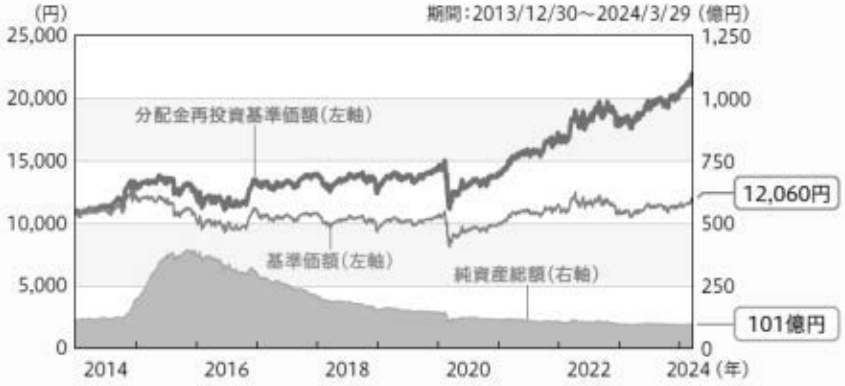


| 決算期 | 分配金 |
|---|---|
| 2024年 3月 | 20円 |
| 2024年 2月 | 20円 |
| 2024年 1月 | 300円 |
| 2023年12月 | 20円 |
| 2023年11月 | 20円 |
| 直近1年間累計 | 960円 |
| 設定来累計 | 6,750円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

## □ 為替ヘッジあり　資産成長型

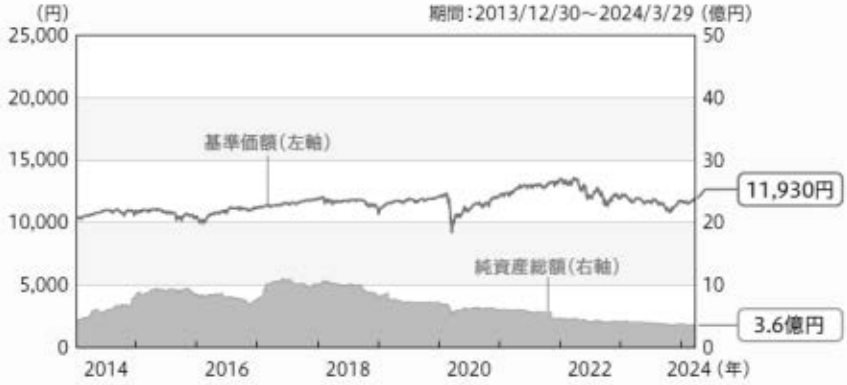


| 決算期 | 分配金 |
|---|---|
| 2024年 2月 | 0円 |
| 2023年 8月 | 0円 |
| 2023年 2月 | 0円 |
| 2022年 8月 | 0円 |
| 2022年 2月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

## □ 為替ヘッジなし　資産成長型

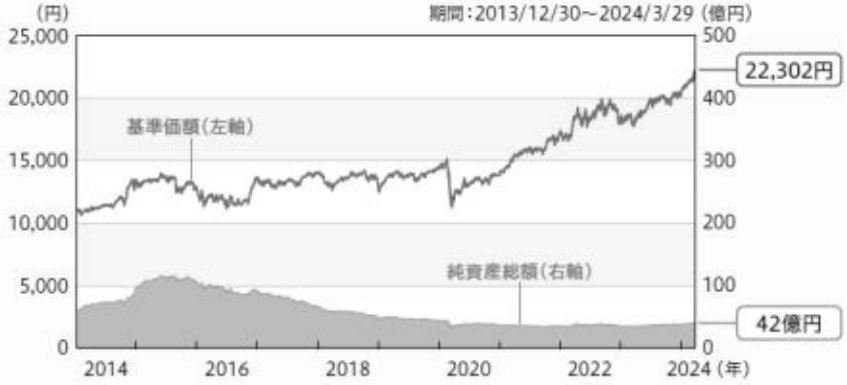


| 決算期 | 分配金 |
|---|---|
| 2024年 2月 | 0円 |
| 2023年 8月 | 0円 |
| 2023年 2月 | 0円 |
| 2022年 8月 | 0円 |
| 2022年 2月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

## □ マネープールファンド

| 決算期 | 分配金 |
|---|---|
| 2024年 2月 | 0円 |
| 2023年 8月 | 0円 |
| 2023年 2月 | 0円 |
| 2022年 8月 | 0円 |
| 2022年 2月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

## 主要な資産の状況

### □ 為替ヘッジあり　毎月決算型

**資産別構成**

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 97.35 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 2.65 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

**主要投資銘柄(上位10銘柄)**

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|---|
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | Total Return Fund JPY Class | 52.40 |
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | Equity Income Fund Class A | 44.96 |

### □ 為替ヘッジなし　毎月決算型

**資産別構成**

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 97.50 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 2.50 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

**主要投資銘柄(上位10銘柄)**

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|---|
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | Total Return Fund USD Class | 52.42 |
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | Equity Income Fund Class B | 45.09 |

### □ 為替ヘッジあり　資産成長型

**資産別構成**

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 97.36 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 2.64 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

**主要投資銘柄(上位10銘柄)**

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|---|
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | Total Return Fund JPY Class | 52.32 |
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | Equity Income Fund Class A | 45.04 |

### □ 為替ヘッジなし　資産成長型

**資産別構成**

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 97.56 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 2.44 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

**主要投資銘柄(上位10銘柄)**

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|---|
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | Total Return Fund USD Class | 52.35 |
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | Equity Income Fund Class B | 45.22 |

### □ マネープールファンド

**資産別構成**

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 97.54 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 2.46 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

**主要投資銘柄(上位10銘柄)**

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|---|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | マネー・マネジメント・マザーファンド | 97.54 |

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## ▶投資対象とする投資信託の現況

### □トータルリターン・ファンド　JPYクラス／USDクラス

当該投資信託をシェアクラスとして含む「トータルリターン・ファンド」の主要投資銘柄（上位5銘柄）は、以下の通りです。

**主要投資銘柄（上位5銘柄）**

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 利率(%) | 償還期限 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| アメリカ | ETF（バンクローン） | インベスコ・シニア・ローンETF | － | － | 3.7 |
| アメリカ | 政府系MBS | UMBS 30年債 | 5.500 | － | 3.5 |
| アメリカ | ETF（ハイイールド債） | SPDRブルームバーグ短期ハイイールド債券ETF | － | － | 2.5 |
| アメリカ | ETF（エマージング債券） | iShares JPモルガン エマージング・ボンド・ファンド | － | － | 1.9 |
| アメリカ | 政府系MBS | UMBS 30年債 | 2.500 | － | 1.8 |

※比率は、トータルリターン・ファンドの組入債券等の評価額合計に対する時価の比率です。
※ニューバーガー・バーマン・グループから入手した情報を基に委託会社作成

### □エクイティ・インカム・ファンド　クラスA／クラスB

当該投資信託をシェアクラスとして含む「エクイティ・インカム・ファンド」の主要投資銘柄（上位5銘柄）は、以下の通りです。

**主要投資銘柄（上位5銘柄）**

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|
| アメリカ | 株式 | コノコフィリップス | エネルギー | 3.2 |
| アメリカ | 株式 | メルク | ヘルスケア | 3.2 |
| アメリカ | 株式 | イートン | 資本財・サービス | 2.9 |
| アメリカ | 株式 | エマソン・エレクトリック | 資本財・サービス | 2.9 |
| カナダ | 株式 | アグニコ・イーグル・マインズ | 素材 | 2.8 |

※比率は、エクイティ・インカム・ファンドの組入株式・リート等の評価額合計に対する時価の比率です。
※ニューバーガー・バーマン・グループから入手した情報を基に委託会社作成

### □マネー・マネジメント・マザーファンド

**資産別構成**

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 特殊債券 | 日本 | 56.84 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | | 43.16 |
| 合計（純資産総額） | | 100.00 |

**主要投資銘柄（上位10銘柄）**

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 利率(%) | 償還期限 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 特殊債券 | 222　政保道路機構 | 0.601 | 2024/07/31 | 18.95 |
| 日本 | 特殊債券 | 62政保地方公共団 | 0.601 | 2024/07/16 | 18.95 |
| 日本 | 特殊債券 | 61政保地方公共団 | 0.644 | 2024/06/14 | 18.94 |

※比率は、マネー・マネジメント・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄（上位10銘柄）」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## 年間収益率の推移（暦年ベース）

### □ 為替ヘッジあり　毎月決算型

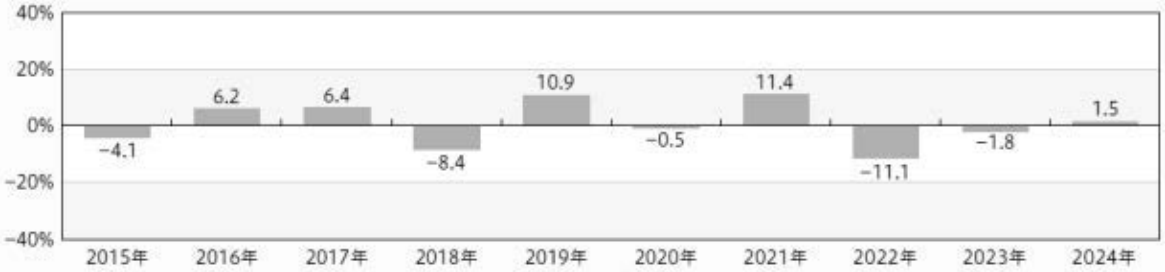


※収益率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。
※2024年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
※ファンドにはベンチマークはありません。

■ 為替ヘッジなし　毎月決算型

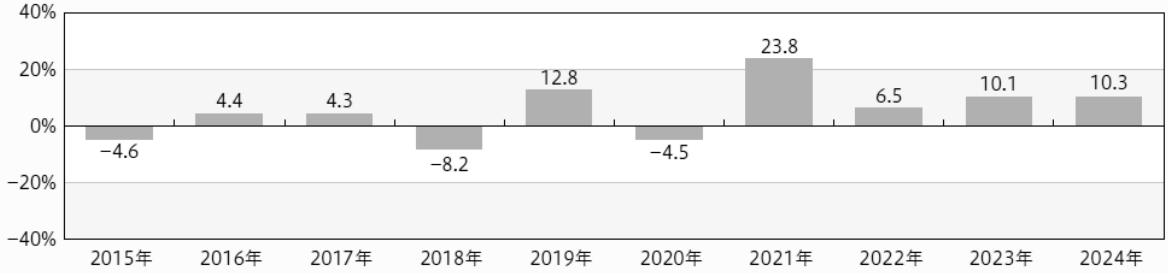


■ 為替ヘッジあり　資産成長型

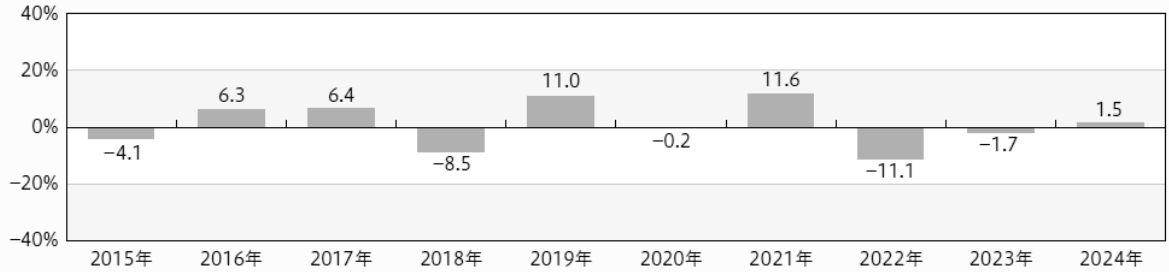


■ 為替ヘッジなし　資産成長型

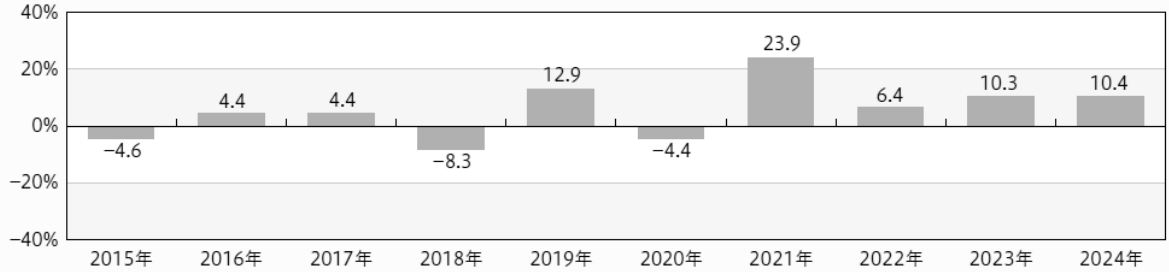


■ マネープールファンド

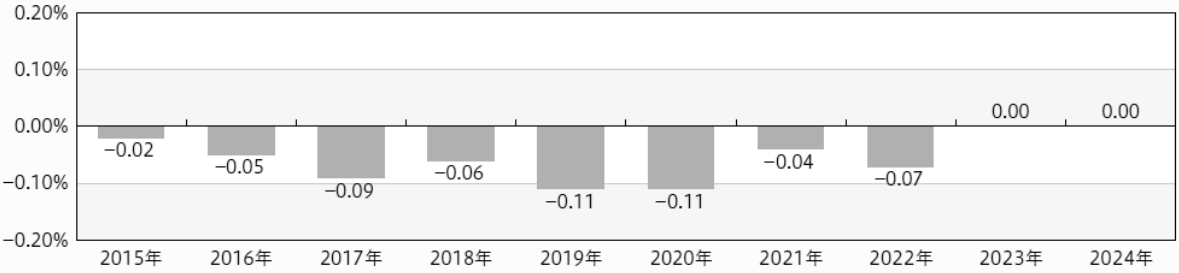


※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。
※2024年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
※ファンドにはベンチマークはありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

イ　申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の２つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

なお、マネープールファンドの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後３時*までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

＊2024 年 11 月５日以降は、午後３時 30 分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とする予定です。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、各ファンド（マネープールファンドを除く）が主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）申込不可日

上記にかかわらず、各ファンド（マネープールファンドを除く）につき、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

・ニューヨーク証券取引所の休業日　　・ニューヨークの銀行の休業日

・ロンドンの銀行の休業日

（ホ）定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ　申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ　申込手数料

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.3％（税抜き3.0％）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。
※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。
［マネープールファンド］
ありません。

ニ　申込単位
お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ　照会先
手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | コールセンター※ | ホームページ |
|---|---|---|
| 三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | https://www.smd-am.co.jp |

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

へ　申込取扱場所・払込取扱場所
販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト　払込期日
［各ファンド（マネープールファンドを除く）］
取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。
［マネープールファンド］
取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

２【換金（解約）手続等】

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］
受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。お買付けの販売会社にお申し出ください。
ただし、以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。
・ニューヨーク証券取引所の休業日　　・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日
解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時*までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
＊2024年11月５日以降は、午後３時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とする予定です。
また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
一部解約金は、解約請求受付日から起算して７営業日目からお支払いします。
一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。
解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、各ファンド（マネープールファンドを除く）が主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

［マネープールファンド］

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時*までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

＊2024 年 11 月５日以降は、午後３時 30 分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とする予定です。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して７営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

## ３【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

イ　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

投資対象とする投資信託証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

［マネープールファンド］

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値に

よって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

| 主要投資対象 | 有価証券等の評価方法 |
|---|---|
| 債券等 | (1)　金融商品取引所等に上場されている有価証券<br>原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。<br>(2)　金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br>原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。 |
| 市場デリバティブ取引 | 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。 |

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ　基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「為替ヘッジあり　毎月決算型」は「タフ米有毎月」、「為替ヘッジなし　毎月決算型」は「タフ米無毎月」、「為替ヘッジあり　資産成長型」は「タフ米有成長」、「為替ヘッジなし　資産成長型」は「タフ米無成長」として掲載されます（ただし、マネープールファンドの基準価額は日本経済新聞朝刊には掲載されません。）。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | コールセンター※ | ホームページ |
|---|---|---|
| 三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | https://www.smd-am.co.jp |

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

［毎月決算型／マネープールファンド］

2013 年８月 28 日から 2028 年８月 22 日まで、もしくは下記「（5）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

［資産成長型］

2013 年８月 28 日から下記「（5）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（4）【計算期間】

［毎月決算型］

毎月 23 日から翌月 22 日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当

日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

［資産成長型／マネープールファンド］

毎年２月 23 日から８月 22 日まで、８月 23 日から翌年２月 22 日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

イ　信託の終了

（イ）信託契約の解約

［各ファンド（マネープールファンドを除く）］

ａ．委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、当ファンドの残存口数が 30 億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｃ．委託会社は、上記ｂの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｄ．書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｅ．書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｆ．上記ｃ～ｅまでの取扱いは、上記ａに基づいてこの信託契約を解約するときおよび委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｃ～ｅまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

［マネープールファンド］

ａ．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、当ファンドの残存口数が 30 億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d．書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

e．上記ｂ～ｄまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｂ～ｄまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

a．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。

b．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。

c．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ　収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

a．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

b．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ　信託約款の変更等

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行う

ことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ハ）上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ニ）書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。

（ホ）上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ヘ）上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ　反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ　販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ　運用にかかる報告書の開示方法

［毎月決算型］

委託会社は６ヵ月（原則として２月、８月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

［資産成長型／マネープールファンド］

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ　分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ　償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ　一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ　書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

ホ　帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　毎月決算型）
タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　毎月決算型）

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
２．当ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
３．当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、特定 21 期（2023 年 8 月 23 日から 2024 年 2 月 22 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　資産成長型）
タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　資産成長型）
タフ・アメリカ（マネープールファンド）

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
２．当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 21 期（2023 年 8 月 23 日から 2024 年 2 月 22 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024年5月1日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているタフ・アメリカ（為替ヘッジあり　毎月決算型）の2023年8月23日から2024年2月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　毎月決算型）の2024年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　毎月決算型)】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 特定 20 期<br>(2023 年 8 月 22 日現在) | 特定 21 期<br>(2024 年 2 月 22 日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 2,752,528 | 1,855,762 |
| コール・ローン | 14,288,181 | 13,000,254 |
| 投資信託受益証券 | 526,104,118 | 496,376,595 |
| 未収入金 | - | 821,458 |
| 流動資産合計 | 543,144,827 | 512,054,069 |
| 資産合計 | 543,144,827 | 512,054,069 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 1,241,455 | 1,168,107 |
| 未払解約金 | 3,394 | 838,263 |
| 未払受託者報酬 | 12,112 | 12,068 |
| 未払委託者報酬 | 799,724 | 796,767 |
| その他未払費用 | 29,853 | 27,527 |
| 流動負債合計 | 2,086,538 | 2,842,732 |
| 負債合計 | 2,086,538 | 2,842,732 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 620,727,819 | 584,053,695 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △79,669,530 | △74,842,358 |
| (分配準備積立金) | 40,042,638 | 44,061,659 |
| 元本等合計 | 541,058,289 | 509,211,337 |
| 純資産合計 | 541,058,289 | 509,211,337 |
| 負債純資産合計 | 543,144,827 | 512,054,069 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 特定20期<br>自　2023年 2月23日<br>至　2023年 8月22日 | 特定21期<br>自　2023年 8月23日<br>至　2024年 2月22日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 18,184,619 | 17,875,828 |
| 受取利息 | 109 | 97 |
| 有価証券売買等損益 | △31,470,729 | △5,870,210 |
| 営業収益合計 | △13,286,001 | 12,005,715 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 4,070 | 3,008 |
| 受託者報酬 | 77,253 | 72,217 |
| 委託者報酬 | 5,101,821 | 4,768,821 |
| その他費用 | 31,261 | 28,940 |
| 営業費用合計 | 5,214,405 | 4,872,986 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △18,500,406 | 7,132,729 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △18,500,406 | 7,132,729 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △18,500,406 | 7,132,729 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 15,902 | 128,586 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | △54,726,983 | △79,669,530 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,854,616 | 6,089,705 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,854,616 | 6,089,705 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | － | － |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,757,318 | 1,042,507 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | － | － |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,757,318 | 1,042,507 |
| 分配金 | 7,523,537 | 7,224,169 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △79,669,530 | △74,842,358 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

| 項　目 | 特定 21 期<br>自 2023 年 8 月 23 日<br>至 2024 年 2 月 22 日 |
|---|---|
| １．　有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。<br>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券<br>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。<br>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。<br>(3) 時価が入手できなかった有価証券<br>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| 項　目 | 特定 20 期<br>(2023 年 8 月 22 日現在) | 特定 21 期<br>(2024 年 2 月 22 日現在) |
|---|---|---|
| １．　当特定期間の末日における受益権の総数 | 620,727,819 口 | 584,053,695 口 |
| ２．　「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の６第 10 号に規定する額 | 元本の欠損<br>79,669,530 円 | 元本の欠損<br>74,842,358 円 |
| ３．　１単位当たり純資産の額 | １口当たり純資産額　0.8717 円<br>（１万口当たりの純資産額 8,717 円） | １口当たり純資産額　0.8719 円<br>（１万口当たりの純資産額 8,719 円） |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 項　目 | 特定 20 期<br>自 2023 年 2 月 23 日<br>至 2023 年 8 月 22 日 | 特定 21 期<br>自 2023 年 8 月 23 日<br>至 2024 年 2 月 22 日 |
|---|---|---|
| 分配金の計算過程 | （自 2023 年 2 月 23 日至 2023 年 3 月 22 日）<br>第 115 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,151,239 円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整 | （自 2023 年 8 月 23 日至 2023 年 9 月 22 日）<br>第 121 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,160,367 円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整 |

| | | |
|---|---|---|
| | 金（54,732,682円）、および分配準備積立金（34,758,341円）より、分配対象収益は91,642,262円（１万口当たり1,460.85円）であり、うち1,254,645円（１万口当たり20円）を分配金額としております。 | 金（54,329,183円）、および分配準備積立金（39,345,451円）より、分配対象収益は95,835,001円（１万口当たり1,568.16円）であり、うち1,222,257円（１万口当たり20円）を分配金額としております。 |
| | （自2023年3月23日至2023年4月24日）<br>第116計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,721,245円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（55,468,970円）、および分配準備積立金（35,550,680円）より、分配対象収益は93,740,895円（１万口当たり1,483.94円）であり、うち1,263,408円（１万口当たり20円）を分配金額としております。 | （自2023年9月23日至2023年10月23日）<br>第122計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,210,487円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（54,637,214円）、および分配準備積立金（40,258,686円）より、分配対象収益は97,106,387円（１万口当たり1,584.23円）であり、うち1,225,914円（１万口当たり20円）を分配金額としております。 |
| | （自2023年4月25日至2023年5月22日）<br>第117計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,244,246円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（55,487,432円）、および分配準備積立金（36,952,916円）より、分配対象収益は94,684,594円（１万口当たり1,499.48円）であり、うち1,262,901円（１万口当たり20円）を分配金額としております。 | （自2023年10月24日至2023年11月22日）<br>第123計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,876,037円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（54,086,368円）、および分配準備積立金（40,698,264円）より、分配対象収益は97,660,669円（１万口当たり1,611.70円）であり、うち1,211,897円（１万口当たり20円）を分配金額としております。 |
| | （自2023年5月23日至2023年6月22日）<br>第118計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,164,969円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（55,600,021円）、および分配準備積立金（37,325,748円）より、分配対象収益は95,090,738円（１万口当たり1,513.97円）であり、うち1,256,178円（１万口当たり20円）を分配金額としております。 | （自2023年11月23日至2023年12月22日）<br>第124計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,864,033円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（53,592,160円）、および分配準備積立金（41,838,429円）より、分配対象収益は98,294,622円（１万口当たり1,639.48円）であり、うち1,199,093円（１万口当たり20円）を分配金額としております。 |
| | （自2023年6月23日至2023年7月24日）<br>第119計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,679,490円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（55,172,838円）、および分配準備積立金（37,823,648円）より、分配対象収益は95,675,976円（１万口当たり1,537.02円）であり、うち1,244,950円（１万口当たり20円）を分配金額としております。 | （自2023年12月23日至2024年1月22日）<br>第125計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,153,503円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（53,547,450円）、および分配準備積立金（43,370,581円）より、分配対象収益は99,071,534円（１万口当たり1,655.47円）であり、うち1,196,901円（１万口当たり20円）を分配金額としております。 |
| | （自2023年7月25日至2023年8月22日）<br>第120計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,220,337円）、費用控除後、繰越欠損金 | （自2024年1月23日至2024年2月22日）<br>第126計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,041,887円）、費用控除後、繰越欠損金 |

| | | |
|---|---|---|
| | 補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（55,102,217円）、および分配準備積立金（39,063,756円）より、分配対象収益は96,386,310円（1万口当たり1,552.80円）であり、うち1,241,455円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 | 補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（52,332,594円）、および分配準備積立金（43,187,879円）より、分配対象収益は97,562,360円（1万口当たり1,670.43円）であり、うち1,168,107円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

| 項　目 | 特定21期<br>自 2023年8月23日<br>至 2024年2月22日 |
|---|---|
| 1．　金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。 |
| 2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | (1) 金融商品の内容<br>1) 有価証券<br>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券を組み入れております。<br>2) デリバティブ取引<br>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。<br>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>(2) 金融商品に係るリスク<br>有価証券およびデリバティブ取引等<br>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。 |
| 3．　金融商品に係るリスク管理体制 | リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。<br>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、 |

| | |
|---|---|
| | リスク管理会議に報告を行う体制となっております。<br>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 |

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

| 項　目 | 特定 21 期<br>(2024 年 2 月 22 日現在) |
|---|---|
| 1．　貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2．　時価の算定方法 | (1) 有価証券（投資信託受益証券）<br>「重要な会計方針の注記」に記載しております。<br>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）<br>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。<br>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定 20 期（自　2023 年 2 月 23 日　至　2023 年 8 月 22 日）

| 種　類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | △22,442,792 円 |
| 合計 | △22,442,792 円 |

特定 21 期（自　2023 年 8 月 23 日　至　2024 年 2 月 22 日）

| 種　類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | △2,783,994 円 |
| 合計 | △2,783,994 円 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 特定21期<br>自 2023年8月23日<br>至 2024年2月22日 |
|---|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。 |

（その他の注記）

| 項　目 | 特定20期<br>（2023年8月22日現在） | 特定21期<br>（2024年2月22日現在） |
|---|---|---|
| 期首元本額 | 632,005,681円 | 620,727,819円 |
| 期中追加設定元本額 | 18,143,007円 | 7,367,673円 |
| 期中一部解約元本額 | 29,420,869円 | 44,041,797円 |

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種　類 | 銘　柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | Equity Income Fund Class A | 168,163,561 | 223,186,678 | |
| | Total Return Fund JPY Class | 526,986,724 | 273,189,917 | |
| | 投資信託受益証券　小計 | | 496,376,595 | |
| 合　計 | | | 496,376,595 | |

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024年5月1日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているタフ・アメリカ（為替ヘッジなし　毎月決算型）の2023年8月23日から2024年2月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　毎月決算型）の2024年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　毎月決算型)】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 特定 20 期<br>(2023 年 8 月 22 日現在) | 特定 21 期<br>(2024 年 2 月 22 日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 48,188,052 | 37,353,188 |
| コール・ローン | 250,140,845 | 261,672,065 |
| 投資信託受益証券 | 9,668,831,768 | 9,456,503,528 |
| 未収入金 | 3,163,467 | 16,866,852 |
| 流動資産合計 | 9,970,324,132 | 9,772,395,633 |
| 資産合計 | 9,970,324,132 | 9,772,395,633 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 17,502,590 | 16,782,200 |
| 未払解約金 | 3,519,319 | 19,232,745 |
| 未払受託者報酬 | 216,981 | 224,542 |
| 未払委託者報酬 | 14,321,399 | 14,820,452 |
| その他未払費用 | 519,420 | 515,844 |
| 流動負債合計 | 36,079,709 | 51,575,783 |
| 負債合計 | 36,079,709 | 51,575,783 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 8,751,295,018 | 8,391,100,449 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 1,182,949,405 | 1,329,719,401 |
| (分配準備積立金) | 425,611,603 | 571,406,632 |
| 元本等合計 | 9,934,244,423 | 9,720,819,850 |
| 純資産合計 | 9,934,244,423 | 9,720,819,850 |
| 負債純資産合計 | 9,970,324,132 | 9,772,395,633 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 特定 20 期<br>自　2023 年 2 月 23 日<br>至　2023 年 8 月 22 日 | 特定 21 期<br>自　2023 年 8 月 23 日<br>至　2024 年 2 月 22 日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 166,982,153 | 157,110,192 |
| 受取利息 | 1,740 | 1,845 |
| 有価証券売買等損益 | 655,934,777 | 624,297,478 |
| 営業収益合計 | 822,918,670 | 781,409,515 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 68,498 | 55,966 |
| 受託者報酬 | 1,341,433 | 1,350,231 |
| 委託者報酬 | 88,537,137 | 89,118,145 |
| その他費用 | 544,132 | 543,472 |
| 営業費用合計 | 90,491,200 | 91,067,814 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 732,427,470 | 690,341,701 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 732,427,470 | 690,341,701 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 732,427,470 | 690,341,701 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 2,148,366 | 6,079,249 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 810,510,768 | 1,182,949,405 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 15,550,613 | 14,998,122 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | － | － |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 15,550,613 | 14,998,122 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 37,582,853 | 58,440,694 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 37,582,853 | 58,440,694 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | － | － |
| 分配金 | 335,808,227 | 494,049,884 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 1,182,949,405 | 1,329,719,401 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

| 項　目 | 特定 21 期<br>自 2023 年 8 月 23 日<br>至 2024 年 2 月 22 日 |
|---|---|
| １．　有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。<br>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券<br>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。<br>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。<br>(3) 時価が入手できなかった有価証券<br>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| 項　目 | 特定 20 期<br>(2023 年 8 月 22 日現在) | 特定 21 期<br>(2024 年 2 月 22 日現在) |
|---|---|---|
| １．　当特定期間の末日における受益権の総数 | 8,751,295,018 口 | 8,391,100,449 口 |
| ２．　１単位当たり純資産の額 | １口当たり純資産額　1.1352 円<br>（１万口当たりの純資産額 11,352 円） | １口当たり純資産額　1.1585 円<br>（１万口当たりの純資産額 11,585 円） |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 項　目 | 特定 20 期<br>自 2023 年 2 月 23 日<br>至 2023 年 8 月 22 日 | 特定 21 期<br>自 2023 年 8 月 23 日<br>至 2024 年 2 月 22 日 |
|---|---|---|
| 分配金の計算過程 | (自 2023 年 2 月 23 日至 2023 年 3 月 22 日)<br>第 115 計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,207,753 円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（1,013,506,087 円）、および分配準備積立金（649,439,924 円）より、分配対象収益は 1,677,153,764 円（１万口当たり 1,871.17 円） | (自 2023 年 8 月 23 日至 2023 年 9 月 22 日)<br>第 121 計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,848,072 円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（992,616,403 円）、および分配準備積立金（424,202,398 円）より、分配対象収益は 1,431,666,873 円（１万口当たり 1,639.30 円） |

| | | |
|---|---|---|
| | であり、うち17,926,239円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 | であり、うち17,466,772円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 |
| | （自2023年3月23日至2023年4月24日）<br>第116計算期間末における費用控除後の配当等収益（26,559,757円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,010,545,466円）、および分配準備積立金（642,810,984円）より、分配対象収益は1,679,916,207円（1万口当たり1,880.91円）であり、うち89,313,977円（1万口当たり100円）を分配金額としております。 | （自2023年9月23日至2023年10月23日）<br>第122計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,583,011円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（987,926,409円）、および分配準備積立金（419,254,904円）より、分配対象収益は1,418,764,324円（1万口当たり1,632.63円）であり、うち173,800,826円（1万口当たり200円）を分配金額としております。 |
| | （自2023年4月25日至2023年5月22日）<br>第117計算期間末における費用控除後の配当等収益（25,459,593円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,009,094,502円）、および分配準備積立金（577,471,702円）より、分配対象収益は1,612,025,797円（1万口当たり1,809.49円）であり、うち17,817,467円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 | （自2023年10月24日至2023年11月22日）<br>第123計算期間末における費用控除後の配当等収益（24,990,831円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（43,134,408円）、収益調整金（980,432,901円）、および分配準備積立金（253,823,509円）より、分配対象収益は1,302,381,649円（1万口当たり1,511.71円）であり、うち17,230,559円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 |
| | （自2023年5月23日至2023年6月22日）<br>第118計算期間末における費用控除後の配当等収益（26,614,030円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,000,102,626円）、および分配準備積立金（579,005,845円）より、分配対象収益は1,605,722,501円（1万口当たり1,819.65円）であり、うち17,648,683円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 | （自2023年11月23日至2023年12月22日）<br>第124計算期間末における費用控除後の配当等収益（19,818,801円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（27,398,861円）、収益調整金（962,130,547円）、および分配準備積立金（298,737,750円）より、分配対象収益は1,308,085,959円（1万口当たり1,547.58円）であり、うち16,904,968円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 |
| | （自2023年6月23日至2023年7月24日）<br>第119計算期間末における費用控除後の配当等収益（24,813,991円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（995,693,661円）、および分配準備積立金（584,394,903円）より、分配対象収益は1,604,902,555円（1万口当たり1,827.91円）であり、うち175,599,271円（1万口当たり200円）を分配金額としております。 | （自2023年12月23日至2024年1月22日）<br>第125計算期間末における費用控除後の配当等収益（24,642,623円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（323,618,241円）、収益調整金（955,816,680円）、および分配準備積立金（326,657,233円）より、分配対象収益は1,630,734,777円（1万口当たり1,942.39円）であり、うち251,864,559円（1万口当たり300円）を分配金額としております。 |
| | （自2023年7月25日至2023年8月22日）<br>第120計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,588,684円）、費用控除後、繰越欠損 | （自2024年1月23日至2024年2月22日）<br>第126計算期間末における費用控除後の配当等収益（22,435,829円）、費用控除後、繰越欠損 |

| | | |
|---|---|---|
| | 金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（994,111,429円）、および分配準備積立金（430,525,509円）より、分配対象収益は1,437,225,622円（1万口当たり1,642.30円）であり、うち17,502,590円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 | 金補填後の有価証券売買等損益（145,642,904円）、収益調整金（958,049,993円）、および分配準備積立金（420,110,099円）より、分配対象収益は1,546,238,825円（1万口当たり1,842.71円）であり、うち16,782,200円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

| 項　目 | 特定21期<br>自 2023年8月23日<br>至 2024年2月22日 |
|---|---|
| 1．　金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。 |
| 2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | (1) 金融商品の内容<br>1) 有価証券<br>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券を組み入れております。<br>2) デリバティブ取引<br>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。<br>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>(2) 金融商品に係るリスク<br>有価証券およびデリバティブ取引等<br>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。 |
| 3．　金融商品に係るリスク管理体制 | リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。<br>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責 |

| | |
|---|---|
| | 任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。<br>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 |

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

| 項　目 | 特定 21 期<br>(2024 年 2 月 22 日現在) |
|---|---|
| 1．　貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2．　時価の算定方法 | (1) 有価証券（投資信託受益証券）<br>「重要な会計方針の注記」に記載しております。<br>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）<br>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。<br>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定 20 期（自 2023 年 2 月 23 日　至 2023 年 8 月 22 日）

| 種　類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | △23,592,200 円 |
| 合計 | △23,592,200 円 |

特定 21 期（自 2023 年 8 月 23 日　至 2024 年 2 月 22 日）

| 種　類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | 158,862,387 円 |
| 合計 | 158,862,387 円 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 特定21期<br>自 2023年8月23日<br>至 2024年2月22日 |
|---|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。 |

（その他の注記）

| 項　目 | 特定20期<br>（2023年8月22日現在） | 特定21期<br>（2024年2月22日現在） |
|---|---|---|
| 期首元本額 | 8,953,750,560円 | 8,751,295,018円 |
| 期中追加設定元本額 | 143,206,778円 | 115,399,141円 |
| 期中一部解約元本額 | 345,662,320円 | 475,593,710円 |

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種　類 | 銘　柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | Equity Income Fund Class B | 1,647,984,159 | 4,260,039,051 | |
| | Total Return Fund USD Class | 4,348,505,839 | 5,196,464,477 | |
| | 投資信託受益証券　小計 | | 9,456,503,528 | |
| 合　計 | | | 9,456,503,528 | |

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024年5月1日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているタフ・アメリカ（為替ヘッジあり　資産成長型）の2023年8月23日から2024年2月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　資産成長型）の2024年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　資産成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第20期<br>（2023年 8月22日現在） | 第21期<br>（2024年 2月22日現在） |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 2,261,214 | 1,649,000 |
| コール・ローン | 11,737,807 | 11,551,818 |
| 投資信託受益証券 | 365,519,528 | 343,220,524 |
| 未収入金 | － | 933,410 |
| 流動資産合計 | 379,518,549 | 357,354,752 |
| 資産合計 | 379,518,549 | 357,354,752 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | － | 1,009,401 |
| 未払受託者報酬 | 53,821 | 50,665 |
| 未払委託者報酬 | 3,555,181 | 3,346,815 |
| その他未払費用 | 20,762 | 19,287 |
| 流動負債合計 | 3,629,764 | 4,426,168 |
| 負債合計 | 3,629,764 | 4,426,168 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 329,093,463 | 304,414,774 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 46,795,322 | 48,513,810 |
| （分配準備積立金） | 84,483,959 | 85,313,479 |
| 元本等合計 | 375,888,785 | 352,928,584 |
| 純資産合計 | 375,888,785 | 352,928,584 |
| 負債純資産合計 | 379,518,549 | 357,354,752 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第20期<br>自　2023年 2月23日<br>至　2023年 8月22日 | 第21期<br>自　2023年 8月23日<br>至　2024年 2月22日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 12,682,623 | 12,557,217 |
| 受取利息 | 66 | 69 |
| 有価証券売買等損益 | △22,014,353 | △3,957,949 |
| 営業収益合計 | △9,331,664 | 8,599,337 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 2,596 | 2,063 |
| 受託者報酬 | 53,821 | 50,665 |
| 委託者報酬 | 3,555,181 | 3,346,815 |
| その他費用 | 21,654 | 20,264 |
| 営業費用合計 | 3,633,252 | 3,419,807 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △12,964,916 | 5,179,530 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △12,964,916 | 5,179,530 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △12,964,916 | 5,179,530 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △199,538 | △20,341 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 61,843,273 | 46,795,322 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 579,653 | 892,415 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | － | － |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 579,653 | 892,415 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,862,226 | 4,373,798 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,862,226 | 4,373,798 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | － | － |
| 分配金 | － | － |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 46,795,322 | 48,513,810 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

| 項　目 | 第21期<br>自 2023年8月23日<br>至 2024年2月22日 |
|---|---|
| １．　有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。<br>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券<br>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。<br>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。<br>(3) 時価が入手できなかった有価証券<br>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| 項　目 | 第20期<br>(2023年8月22日現在) | 第21期<br>(2024年2月22日現在) |
|---|---|---|
| １．　当計算期間の末日における受益権の総数 | 329,093,463口 | 304,414,774口 |
| ２．　１単位当たり純資産の額 | １口当たり純資産額　1.1422円<br>（１万口当たりの純資産額11,422円） | １口当たり純資産額　1.1594円<br>（１万口当たりの純資産額11,594円） |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 項　目 | 第20期<br>自 2023年2月23日<br>至 2023年8月22日 | 第21期<br>自 2023年8月23日<br>至 2024年2月22日 |
|---|---|---|
| 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,846,112円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（51,385,500円）、および分配準備積立金（75,637,847円）より、分配対象収益は135,869,459円（１万口当たり4,128.60円）でありますが、分配を行っておりません。 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,640,471円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（49,090,858円）、および分配準備積立金（76,673,008円）より、分配対象収益は134,404,337円（１万口当たり4,415.17円）でありますが、分配を行っておりません。 |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

| 項　目 | 第21期<br>自 2023年8月23日<br>至 2024年2月22日 |
|---|---|
| 1．　金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。 |
| 2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | (1) 金融商品の内容<br>1) 有価証券<br>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券を組み入れております。<br>2) デリバティブ取引<br>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。<br>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>(2) 金融商品に係るリスク<br>有価証券およびデリバティブ取引等<br>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。 |
| 3．　金融商品に係るリスク管理体制 | リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。<br>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。<br>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制 |

| | |
|---|---|
| | の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 |

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

| 項　目 | 第21期<br>(2024年2月22日現在) |
|---|---|
| 1．　貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2．　時価の算定方法 | (1) 有価証券（投資信託受益証券）<br>「重要な会計方針の注記」に記載しております。<br>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）<br>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。<br>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第20期（自 2023年2月23日　至 2023年8月22日）

| 種　類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | △21,333,815円 |
| 合計 | △21,333,815円 |

第21期（自 2023年8月23日　至 2024年2月22日）

| 種　類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | △3,609,655円 |
| 合計 | △3,609,655円 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 第21期<br>自 2023年8月23日<br>至 2024年2月22日 |
|---|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。 |

（その他の注記）

| 項　目 | 第20期<br>(2023年8月22日現在) | 第21期<br>(2024年2月22日現在) |
|---|---|---|
| 期首元本額 | 341,575,719円 | 329,093,463円 |
| 期中追加設定元本額 | 3,329,074円 | 6,085,146円 |
| 期中一部解約元本額 | 15,811,330円 | 30,763,835円 |

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種　類 | 銘　柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | Equity Income Fund Class A | 116,530,453 | 154,659,217 | |
| | Total Return Fund JPY Class | 363,737,091 | 188,561,307 | |
| | 投資信託受益証券　小計 | | 343,220,524 | |
| 合　計 | | | 343,220,524 | |

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024年5月1日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているタフ・アメリカ（為替ヘッジなし　資産成長型）の2023年8月23日から2024年2月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　資産成長型）の2024年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　資産成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第20期<br>（2023年 8月22日現在） | 第21期<br>（2024年 2月22日現在） |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 20,733,860 | 17,775,173 |
| コール・ローン | 107,628,030 | 124,521,264 |
| 投資信託受益証券 | 3,621,880,039 | 3,871,197,006 |
| 未収入金 | － | 810,970 |
| 流動資産合計 | 3,750,241,929 | 4,014,304,413 |
| 資産合計 | 3,750,241,929 | 4,014,304,413 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | － | 870,414 |
| 未払解約金 | 2,570,328 | 3,029,985 |
| 未払受託者報酬 | 490,031 | 528,049 |
| 未払委託者報酬 | 32,345,236 | 34,853,911 |
| その他未払費用 | 189,381 | 201,819 |
| 流動負債合計 | 35,594,976 | 39,484,178 |
| 負債合計 | 35,594,976 | 39,484,178 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,866,460,934 | 1,858,670,270 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 1,848,186,019 | 2,116,149,965 |
| （分配準備積立金） | 1,332,231,952 | 1,520,322,283 |
| 元本等合計 | 3,714,646,953 | 3,974,820,235 |
| 純資産合計 | 3,714,646,953 | 3,974,820,235 |
| 負債純資産合計 | 3,750,241,929 | 4,014,304,413 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第20期<br>自　2023年 2月23日<br>至　2023年 8月22日 | 第21期<br>自　2023年 8月23日<br>至　2024年 2月22日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 61,349,345 | 61,775,299 |
| 受取利息 | 549 | 678 |
| 有価証券売買等損益 | 242,463,641 | 249,010,632 |
| 営業収益合計 | 303,813,535 | 310,786,609 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 22,934 | 21,055 |
| 受託者報酬 | 490,031 | 528,049 |
| 委託者報酬 | 32,345,236 | 34,853,911 |
| その他費用 | 197,659 | 211,978 |
| 営業費用合計 | 33,055,860 | 35,614,993 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 270,757,675 | 275,171,616 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 270,757,675 | 275,171,616 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 270,757,675 | 275,171,616 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 4,258,995 | 5,231,061 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 1,620,049,277 | 1,848,186,019 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 32,523,977 | 116,122,571 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | － | － |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 32,523,977 | 116,122,571 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 70,885,915 | 118,099,180 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 70,885,915 | 118,099,180 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | － | － |
| 分配金 | － | － |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 1,848,186,019 | 2,116,149,965 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

| 項　目 | 第21期<br>自 2023年8月23日<br>至 2024年2月22日 |
|---|---|
| １．　有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。<br>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券<br>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。<br>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。<br>(3) 時価が入手できなかった有価証券<br>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| 項　目 | 第20期<br>(2023年8月22日現在) | 第21期<br>(2024年2月22日現在) |
|---|---|---|
| １．　当計算期間の末日における受益権の総数 | 1,866,460,934口 | 1,858,670,270口 |
| ２．　１単位当たり純資産の額 | １口当たり純資産額　1.9902円<br>（１万口当たりの純資産額19,902円） | １口当たり純資産額　2.1385円<br>（１万口当たりの純資産額21,385円） |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 項　目 | 第20期<br>自 2023年2月23日<br>至 2023年8月22日 | 第21期<br>自 2023年8月23日<br>至 2024年2月22日 |
|---|---|---|
| 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（54,130,062円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,139,438円）、収益調整金（515,954,067円）、および分配準備積立金（1,276,962,452円）より、分配対象収益は1,848,186,019円（１万口当たり9,902.09円）でありますが、分配を行っておりません。 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（53,905,257円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（216,035,298円）、収益調整金（595,827,682円）、および分配準備積立金（1,250,381,728円）より、分配対象収益は2,116,149,965円（１万口当たり11,385.29円）でありますが、分配を行ってお |

| | | |
|---|---|---|
| | | りません。 |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

| 項　目 | 第21期<br>自 2023年8月23日<br>至 2024年2月22日 |
|---|---|
| 1．　金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。 |
| 2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | (1) 金融商品の内容<br>1) 有価証券<br>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券を組み入れております。<br>2) デリバティブ取引<br>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。<br>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>(2) 金融商品に係るリスク<br>有価証券およびデリバティブ取引等<br>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。 |
| 3．　金融商品に係るリスク管理体制 | リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。<br>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。<br>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ |

| | |
|---|---|
| | は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 |

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

| 項　目 | 第21期<br>(2024年2月22日現在) |
|---|---|
| 1．　貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2．　時価の算定方法 | (1) 有価証券（投資信託受益証券）<br>「重要な会計方針の注記」に記載しております。<br>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）<br>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。<br>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第20期（自 2023年2月23日　至 2023年8月22日）

| 種　類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | 236,002,378円 |
| 合計 | 236,002,378円 |

第21期（自 2023年8月23日　至 2024年2月22日）

| 種　類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | 239,201,831円 |
| 合計 | 239,201,831円 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 第21期<br>自 2023年8月23日<br>至 2024年2月22日 |
|---|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。 |

（その他の注記）

| 項　目 | 第20期<br>（2023年8月22日現在） | 第21期<br>（2024年2月22日現在） |
|---|---|---|
| 期首元本額 | 1,913,630,127円 | 1,866,460,934円 |
| 期中追加設定元本額 | 36,543,238円 | 111,312,080円 |
| 期中一部解約元本額 | 83,712,431円 | 119,102,744円 |

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種　類 | 銘　柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | Equity Income Fund Class B | 676,298,482 | 1,748,231,575 | |
| | Total Return Fund USD Class | 1,776,540,110 | 2,122,965,431 | |
| | 投資信託受益証券　小計 | | 3,871,197,006 | |
| 合　計 | | | 3,871,197,006 | |

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024年5月1日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているタフ・アメリカ（マネープールファンド）の2023年8月23日から2024年2月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タフ・アメリカ（マネープールファンド）の2024年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【タフ・アメリカ（マネープールファンド)】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第20期<br>(2023年 8月22日現在) | 第21期<br>(2024年 2月22日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 7,992 | 6,180 |
| コール・ローン | 41,485 | 43,297 |
| 親投資信託受益証券 | 3,176,744 | 1,963,215 |
| 流動資産合計 | 3,226,221 | 2,012,692 |
| 資産合計 | 3,226,221 | 2,012,692 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 流動負債合計 | － | － |
| 負債合計 | － | － |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 3,243,800 | 2,023,683 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △17,579 | △10,991 |
| (分配準備積立金) | 93,134 | 61,724 |
| 元本等合計 | 3,226,221 | 2,012,692 |
| 純資産合計 | 3,226,221 | 2,012,692 |
| 負債純資産合計 | 3,226,221 | 2,012,692 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第20期<br>自　2023年 2月23日<br>至　2023年 8月22日 | 第21期<br>自　2023年 8月23日<br>至　2024年 2月22日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | △1,369 | △125 |
| 営業収益合計 | △1,369 | △125 |
| 営業費用 | | |
| 営業費用合計 | － | － |
| 営業利益又は営業損失（△） | △1,369 | △125 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △1,369 | △125 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △1,369 | △125 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △90 | △101 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | △17,434 | △17,579 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,175 | 6,612 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,175 | 6,612 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | － | － |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 41 | － |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | － | － |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 41 | － |
| 分配金 | － | － |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △17,579 | △10,991 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

| 項　目 | 第21期<br>自 2023年8月23日<br>至 2024年2月22日 |
|---|---|
| １．　有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。<br>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券<br>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。<br>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。<br>(3) 時価が入手できなかった有価証券<br>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| 項　目 | 第20期<br>(2023年8月22日現在) | 第21期<br>(2024年2月22日現在) |
|---|---|---|
| １．　当計算期間の末日における受益権の総数 | 3,243,800口 | 2,023,683口 |
| ２．　「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額 | 元本の欠損<br>17,579円 | 元本の欠損<br>10,991円 |
| ３．　１単位当たり純資産の額 | １口当たり純資産額　0.9946円<br>（１万口当たりの純資産額9,946円） | １口当たり純資産額　0.9946円<br>（１万口当たりの純資産額9,946円） |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 項　目 | 第20期<br>自 2023年2月23日<br>至 2023年8月22日 | 第21期<br>自 2023年8月23日<br>至 2024年2月22日 |
|---|---|---|
| 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,012円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,622円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金 |

| | | |
|---|---|---|
| | （87,135円）、および分配準備積立金（84,122円）より、分配対象収益は180,269円（１万口当たり555.73円）でありますが、分配を行っておりません。 | （54,360円）、および分配準備積立金（58,102円）より、分配対象収益は116,084円（１万口当たり573.63円）でありますが、分配を行っておりません。 |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

| 項　目 | 第21期<br>自 2023年8月23日<br>至 2024年2月22日 |
|---|---|
| １．　金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。 |
| ２．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | (1) 金融商品の内容<br>1) 有価証券<br>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。<br>2) デリバティブ取引<br>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。<br>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>(2) 金融商品に係るリスク<br>有価証券およびデリバティブ取引等<br>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。 |
| ３．　金融商品に係るリスク管理体制 | リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。<br>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。<br>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場 |

| | |
|---|---|
| | 合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 |

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

| 項　目 | 第21期<br>(2024年2月22日現在) |
|---|---|
| 1．　貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2．　時価の算定方法 | (1) 有価証券（親投資信託受益証券）<br>「重要な会計方針の注記」に記載しております。<br>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）<br>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。<br>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第20期（自 2023年2月23日　至 2023年8月22日）

| 種　類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | △1,277円 |
| 合計 | △1,277円 |

第21期（自 2023年8月23日　至 2024年2月22日）

| 種　類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | △3円 |
| 合計 | △3円 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 第21期<br>自 2023年8月23日 |
|---|

| 至 2024年2月22日 |
| --- |
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。 |

(その他の注記)

| 項　目 | 第20期<br>(2023年8月22日現在) | 第21期<br>(2024年2月22日現在) |
| --- | --- | --- |
| 期首元本額 | 3,470,559円 | 3,243,800円 |
| 期中追加設定元本額 | 7,041円 | -円 |
| 期中一部解約元本額 | 233,800円 | 1,220,117円 |

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

| 種　類 | 銘　柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 親投資信託受益証券 | マネー・マネジメント・マザーファンド | 1,971,100 | 1,963,215 | |
| | 親投資信託受益証券　小計 | | 1,963,215 | |
| 合　計 | | | 1,963,215 | |

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「タフ・アメリカ（マネープールファンド）」は、「マネー・マネジメント・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

マネー・マネジメント・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

| | (2023年8月22日現在) | (2024年2月22日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 489,543 | 284,447 |
| コール・ローン | 2,541,184 | 1,992,653 |
| 特殊債券 | 4,013,816 | 3,009,042 |
| 未収利息 | 1,258 | 4,129 |
| 前払費用 | 9,324 | 1,218 |
| 流動資産合計 | 7,055,125 | 5,291,489 |
| 資産合計 | 7,055,125 | 5,291,489 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| その他未払費用 | 66 | 16 |
| 流動負債合計 | 66 | 16 |
| 負債合計 | 66 | 16 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 7,083,710 | 5,312,626 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金（△） | △28,651 | △21,153 |
| 元本等合計 | 7,055,059 | 5,291,473 |
| 純資産合計 | 7,055,059 | 5,291,473 |
| 負債純資産合計 | 7,055,125 | 5,291,489 |

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

| 項　目 | 自 2023年8月23日<br>至 2024年2月22日 |
|---|---|
| １．　有価証券の評価基準及び評価方法 | 特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。<br><br>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券<br>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 |

| | |
|---|---|
| | (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。<br>(3) 時価が入手できなかった有価証券<br>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| 項　目 | (2023年8月22日現在) | (2024年2月22日現在) |
|---|---|---|
| 1．　当計算期間の末日における受益権の総数 | 7,083,710口 | 5,312,626口 |
| 2．　「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 | 元本の欠損<br>28,651円 | 元本の欠損<br>21,153円 |
| 3．　1単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額　0.9960円<br>（1万口当たりの純資産額9,960円） | 1口当たり純資産額　0.9960円<br>（1万口当たりの純資産額9,960円） |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

| 項　目 | 自 2023年8月23日<br>至 2024年2月22日 |
|---|---|
| 1．　金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。 |
| 2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | (1) 金融商品の内容<br>1) 有価証券<br>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、特殊債券を組み入れております。<br>2) デリバティブ取引<br>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。<br>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>(2) 金融商品に係るリスク<br>有価証券およびデリバティブ取引等<br>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。 |

| | |
|---|---|
| 3．　金融商品に係るリスク管理体制 | リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。<br>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。<br>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 |

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

| 項　目 | （2024 年 2 月 22 日現在） |
|---|---|
| 1．　貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2．　時価の算定方法 | (1) 有価証券（特殊債券）<br>「重要な会計方針の注記」に記載しております。<br>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）<br>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。<br>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 自 2023年8月23日<br>至 2024年2月22日 |
|---|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。 |

（その他の注記）

| （2023年8月22日現在） | |
|---|---|
| 開示対象ファンドの | |
| 期首における当該親投資信託の元本額 | 17,347,291円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 7,028円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 10,270,609円 |
| | |
| 2023年8月22日現在の元本の内訳 | |
| タフ・アメリカ（マネープールファンド） | 3,189,503円 |
| 米国小型株ツインα（毎月分配型） | 552,681円 |
| 日本株アルファ・カルテット（毎月分配型） | 1,998,801円 |
| 米国リバーサル戦略ツインαネオ（毎月分配型） | 1,312,751円 |
| 日本株アルファ・カルテット（年２回決算型） | 9,990円 |
| 大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド　Ａコース（ダイワ投資一任専用） | 9,992円 |
| 大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド　Ｂコース（ダイワ投資一任専用） | 9,992円 |
| 合　計 | 7,083,710円 |

| （2024年2月22日現在） | |
|---|---|
| 開示対象ファンドの | |
| 期首における当該親投資信託の元本額 | 7,083,710円 |
| 同期中における追加設定元本額 | －円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 1,771,084円 |
| | |
| 2024年2月22日現在の元本の内訳 | |
| タフ・アメリカ（マネープールファンド） | 1,971,100円 |
| 日本株アルファ・カルテット（毎月分配型） | 1,998,801円 |
| 米国リバーサル戦略ツインαネオ（毎月分配型） | 1,312,751円 |
| 日本株アルファ・カルテット（年２回決算型） | 9,990円 |
| 大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド　Ａコース（ダイワ投資一任専用） | 9,992円 |
| 大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド　Ｂコース（ダイワ投資一任専用） | 9,992円 |
| 合　計 | 5,312,626円 |

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種　類 | 銘　柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 特殊債券 | ２２２　政保道路機構 | 1,000,000 | 1,003,263 | |
| | ６１政保地方公共団 | 1,000,000 | 1,002,721 | |
| | ６２政保地方公共団 | 1,000,000 | 1,003,058 | |
| | 特殊債券　小計 | | 3,009,042 | |
| 合　計 | | | 3,009,042 | |

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　毎月決算型）

2024年3月29日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 506,770,562円 |
| Ⅱ　負債総額 | 726,554円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 506,044,008円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 565,281,109口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）<br>（１万口当たり純資産額） | 0.8952円<br>(8,952円) |

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　毎月決算型）

2024年3月29日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 10,081,244,329円 |
| Ⅱ　負債総額 | 6,311,429円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 10,074,932,900円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 8,353,963,273口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）<br>（１万口当たり純資産額） | 1.2060円<br>(12,060円) |

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　資産成長型）

2024年3月29日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 364,049,370 円 |
| Ⅱ　負債総額 | 699,560 円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 363,349,810 円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 304,573,337 口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）<br>（１万口当たり純資産額） | 1.1930 円<br>(11,930 円) |

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　資産成長型）

2024 年 3 月 29 日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 4,165,409,585 円 |
| Ⅱ　負債総額 | 12,359,527 円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 4,153,050,058 円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 1,862,173,227 口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）<br>（１万口当たり純資産額） | 2.2302 円<br>(22,302 円) |

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

2024 年 3 月 29 日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 2,013,086 円 |
| Ⅱ　負債総額 | -円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 2,013,086 円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 2,023,683 口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）<br>（１万口当たり純資産額） | 0.9948 円<br>(9,948 円) |

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ　名義書換

該当事項はありません。

ロ　受益者名簿

作成しません。

ハ　受益者に対する特典

ありません。

ニ　受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

ａ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

ｂ．上記ａの申請のある場合には、上記ａの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記ａの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

ｃ．上記ａの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ　償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ　資本金の額および株式数

| | 2024年3月29日現在 |
|---|---|
| 資本金の額 | 20億円 |
| 会社が発行する株式の総数 | 60,000,000株 |
| 発行済株式総数 | 33,870,060株 |

ロ　最近５年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ　会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

ニ　投資信託の運用の流れ

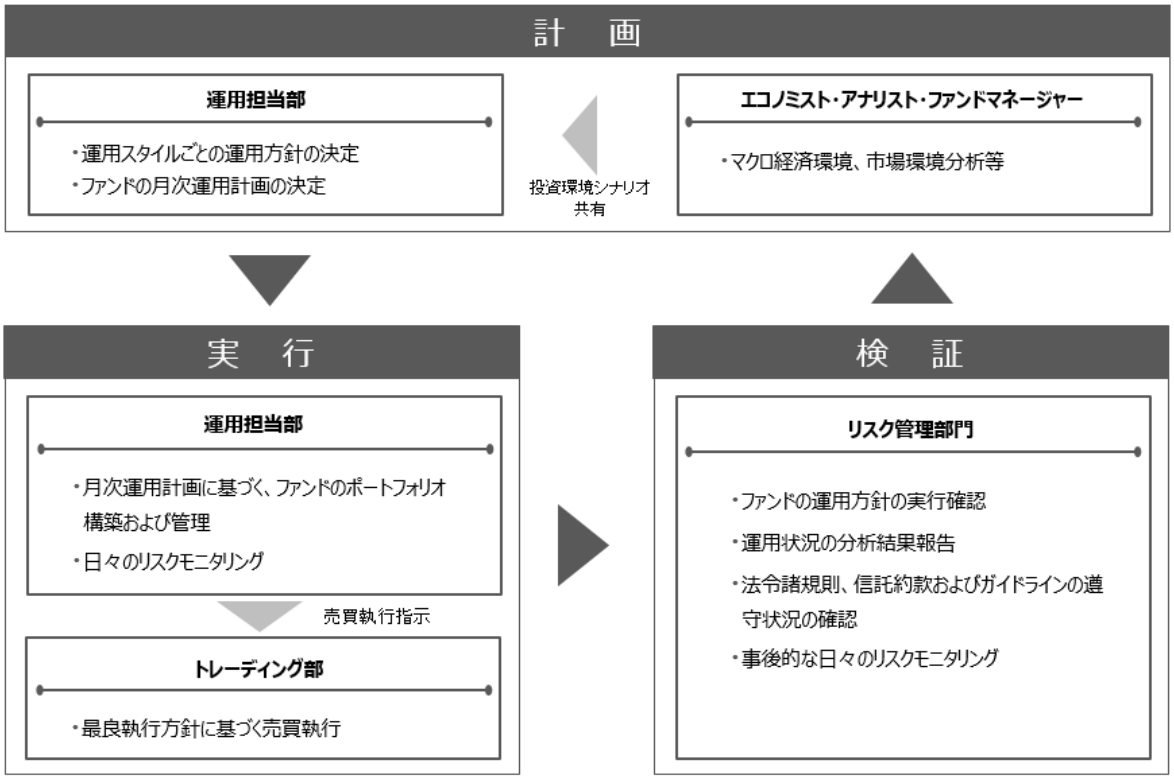


2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2024 年 3 月 29 日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

| | 本　数（本） | 純資産総額（百万円） |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 685 | 12,568,560 |
| 単位型株式投資信託 | 94 | 660,549 |
| 追加型公社債投資信託 | 1 | 25,689 |
| 単位型公社債投資信託 | 157 | 248,446 |
| 合　計 | 937 | 13,503,245 |

3【委託会社等の経理状況】

1　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）は、改正府令附則第 3 条第 1 項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2　当社は、第 38 期（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第 39 期中間会計期間（2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 菅　野　雅　子 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐　藤　栄　裕 |

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年11月17日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐　藤　栄　裕 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 深　井　康　治 |

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2023年４月１日から2023年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年４月１日から2023年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示

に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

(注) 1．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

| | | 前事業年度<br>(2022年3月31日) | 当事業年度<br>(2023年3月31日) |
|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | | 49,008,279 | 37,742,400 |
| 金銭の信託 | | － | 12,645,575 |
| 顧客分別金信託 | | 300,041 | 300,046 |
| 前払費用 | | 475,266 | 546,900 |
| 未収入金 | | 103,809 | 437,880 |
| 未収委託者報酬 | | 12,125,117 | 11,563,662 |
| 未収運用受託報酬 | | 2,437,063 | 2,138,030 |
| 未収投資助言報酬 | | 388,639 | 344,586 |
| 未収収益 | | 36,700 | 35,477 |
| その他の流動資産 | | 18,458 | 8,423 |
| 流動資産合計 | | 64,893,375 | 65,762,982 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | ※1 | | |
| 建物 | | 1,433,442 | 1,361,305 |
| 器具備品 | | 653,985 | 559,057 |
| 土地 | | 710 | 710 |
| リース資産 | | 7,357 | 4,114 |
| 建設仮勘定 | | 5,500 | 81,240 |
| 有形固定資産合計 | | 2,100,996 | 2,006,427 |
| 無形固定資産 | | | |
| ソフトウェア | | 2,766,476 | 2,414,295 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 100,616 | 508,956 |
| のれん | | 3,349,950 | 3,045,409 |
| 顧客関連資産 | | 13,558,615 | 11,445,340 |
| 電話加入権 | | 12,716 | 12,706 |
| 商標権 | | 42 | 36 |
| 無形固定資産合計 | | 19,788,417 | 17,426,744 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 投資有価証券 | | 14,212,354 | 9,222,276 |
| 関係会社株式 | | 11,246,398 | 11,850,598 |
| 長期差入保証金 | | 1,414,646 | 1,388,987 |
| 長期前払費用 | | 77,936 | 80,207 |
| 会員権 | | 90,479 | 90,479 |
| 貸倒引当金 | | △20,750 | △ 20,750 |
| 投資その他の資産合計 | | 27,021,065 | 22,611,799 |
| 固定資産合計 | | 48,910,479 | 42,044,971 |
| 資産合計 | | 113,803,855 | 107,807,953 |

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>(2022年3月31日) | 当事業年度<br>(2023年3月31日) |
|---|---|---|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| リース債務 | 3,567 | 2,564 |
| 顧客からの預り金 | 6,045 | 11,094 |
| その他の預り金 | 196,515 | 128,069 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 1,969 | 2,013 |
| 未払償還金 | 152 | 1,312 |
| 未払手数料 | 5,545,582 | 5,194,011 |
| その他未払金 | 48,893 | 259,542 |
| 未払費用 | 7,379,404 | 6,370,986 |
| 未払消費税等 | 1,133,332 | 406,770 |
| 未払法人税等 | 2,455,291 | 333,009 |
| 賞与引当金 | 2,100,323 | 1,801,492 |
| 資産除去債務 | 7,192 | 13,940 |
| その他の流動負債 | 40,396 | 73,657 |
| 流動負債合計 | 18,918,667 | 14,598,465 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | 4,525 | 1,960 |
| 繰延税金負債 | 1,279,409 | 550,493 |
| 退職給付引当金 | 5,084,506 | 5,027,832 |
| その他の固定負債 | 4,620 | － |
| 固定負債合計 | 6,373,062 | 5,580,287 |
| 負債合計 | 25,291,730 | 20,178,752 |
| | | |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 8,628,984 | 8,628,984 |
| その他資本剰余金 | 73,466,962 | 73,466,962 |
| 資本剰余金合計 | 82,095,946 | 82,095,946 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 284,245 | 284,245 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 3,834,794 | 3,391,568 |
| 利益剰余金合計 | 4,119,040 | 3,675,814 |
| 株主資本計 | 88,214,986 | 87,771,760 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 297,138 | △ 142,558 |
| 評価・換算差額等合計 | 297,138 | △ 142,558 |
| 純資産合計 | 88,512,124 | 87,629,201 |
| 負債・純資産合計 | 113,803,855 | 107,807,953 |

（2）【損益計算書】

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（自　2021年4月1日<br>至　2022年3月31日） | 当事業年度<br>（自　2022年4月1日<br>至　2023年3月31日） |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 66,139,024 | 61,471,271 |
| 運用受託報酬 | 9,652,634 | 8,978,419 |
| 投資助言報酬 | 1,256,334 | 1,273,386 |
| その他営業収益 | | |
| サービス支援手数料 | 199,046 | 208,222 |
| その他 | 32,936 | 22,995 |
| 営業収益計 | 77,279,976 | 71,954,296 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 30,522,133 | 28,036,456 |
| 広告宣伝費 | 330,161 | 294,588 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 3,196,921 | 3,749,357 |
| 委託調査費 | 12,192,048 | 11,455,987 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 67,600 | 61,068 |
| 印刷費 | 494,834 | 452,951 |
| 協会費 | 34,433 | 38,701 |
| 諸会費 | 30,488 | 33,447 |
| 情報機器関連費 | 4,767,504 | 5,067,617 |
| 販売促進費 | 31,930 | 29,621 |
| その他 | 181,301 | 197,696 |
| 営業費用合計 | 51,849,358 | 49,417,495 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 263,893 | 219,872 |
| 給料・手当 | 8,664,828 | 7,807,797 |
| 賞与 | 991,916 | 1,042,472 |
| 賞与引当金繰入額 | 2,100,323 | 1,798,492 |
| 交際費 | 12,301 | 27,713 |
| 寄付金 | 29,273 | 25,518 |
| 事務委託費 | 1,422,189 | 1,727,189 |
| 旅費交通費 | 16,863 | 99,733 |
| 租税公課 | 476,729 | 352,030 |
| 不動産賃借料 | 1,289,256 | 1,268,303 |
| 退職給付費用 | 632,559 | 624,551 |
| 固定資産減価償却費 | 3,133,951 | 3,247,869 |
| のれん償却費 | 304,540 | 304,540 |
| 諸経費 | 256,994 | 200,758 |
| 一般管理費合計 | 19,595,622 | 18,746,845 |
| 営業利益 | 5,834,995 | 3,789,956 |

（単位：千円）

| | | 前事業年度<br>（自　2021年4月1日<br>至　2022年3月31日） | 当事業年度<br>（自　2022年4月1日<br>至　2023年3月31日） |
|---|---|---|---|
| 営業外収益 | | | |
| 受取配当金 | | 7,666 | 1,755 |
| 受取利息 | | 1,836 | 1,373 |
| 時効成立分配金・償還金 | | 43,406 | 521 |
| 原稿・講演料 | | 2,587 | 2,281 |
| 投資有価証券償還益 | | 383,608 | 119,033 |
| 投資有価証券売却益 | | 911,268 | 25,848 |
| 為替差益 | | 4,673 | 5,816 |
| 雑収入 | | 81,640 | 91,814 |
| 営業外収益合計 | | 1,436,686 | 248,443 |
| 営業外費用 | | | |
| 金銭の信託運用損 | | － | 454,339 |
| 投資有価証券償還損 | | 146,219 | 83,598 |
| 投資有価証券売却損 | | 81,384 | 152,691 |
| 雑損失 | | 2,866 | － |
| 営業外費用合計 | | 230,470 | 690,629 |
| 経常利益 | | 7,041,212 | 3,347,770 |
| 特別損失 | | | |
| 固定資産除却損 | ※1 | 83,651 | 13,203 |
| システム統合関連費用 | ※2 | 375,636 | － |
| 早期退職費用 | ※3 | 260,075 | 126,832 |
| 支払補償費 | ※4 | － | 30,075 |
| その他特別損失 | | 67,000 | － |
| 特別損失合計 | | 786,362 | 170,111 |
| 税引前当期純利益 | | 6,254,849 | 3,177,659 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 3,101,482 | 1,622,064 |
| 法人税等調整額 | | △965,673 | △ 541,433 |
| 法人税等合計 | | 2,135,809 | 1,080,631 |
| 当期純利益 | | 4,119,040 | 2,097,028 |

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2021年4月1日　至　2022年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | | | | | その他利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 配当準備積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 81,927,000 | 90,555,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | △10,281,242 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | |
| 欠損填補 | | | △8,460,037 | △8,460,037 | | | | 8,460,037 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 4,119,040 |
| 任意積立金の取崩 | | | | | | △60,000 | △1,476,959 | 1,536,959 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | △8,460,037 | △8,460,037 | － | △60,000 | △1,476,959 | 14,116,037 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | － | － | 3,834,794 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | △8,460,037 | 84,095,946 | 949,365 | 949,365 | 85,045,311 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | |
| 欠損填補 | 8,460,037 | － | | | － |
| 当期純利益 | 4,119,040 | 4,119,040 | | | 4,119,040 |
| 任意積立金の取崩 | － | － | | | － |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | △652,227 | △652,227 | △652,227 |
| 当期変動額合計 | 12,579,078 | 4,119,040 | △652,227 | △652,227 | 3,466,812 |
| 当期末残高 | 4,119,040 | 88,214,986 | 297,138 | 297,138 | 88,512,124 |

当事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | 3,834,794 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △ 2,540,254 |
| 当期純利益 | | | | | | 2,097,028 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | △ 443,225 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | 3,391,568 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金<br>利益剰余金合計 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 4,119,040 | 88,214,986 | 297,138 | 297,138 | 88,512,124 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | △ 2,540,254 | △ 2,540,254 | | | △ 2,540,254 |
| 当期純利益 | 2,097,028 | 2,097,028 | | | 2,097,028 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | △ 439,697 | △ 439,697 | △ 439,697 |
| 当期変動額合計 | △ 443,225 | △ 443,225 | △ 439,697 | △ 439,697 | △ 882,923 |
| 当期末残高 | 3,675,814 | 87,771,760 | △ 142,558 | △ 142,558 | 87,629,201 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1．重要な資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | 8～50年 |
| 器具備品 | 4～15年 |

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| のれん | 14年 |
| 顧客関連資産 | 6～19年 |
| ソフトウェア（自社利用分） | 5年 |

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。なお、時価算定会計基準適用指針 27-3 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」注記については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度<br>(2022年3月31日) | 当事業年度<br>(2023年3月31日) |
|---|---|---|
| 建物 | 210,548千円 | 301,463千円 |
| 器具備品 | 1,309,352千円 | 1,499,284千円 |
| リース資産 | 6,073千円 | 7,493千円 |

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

| | 前事業年度<br>(2022年3月31日) | 当事業年度<br>(2023年3月31日) |
|---|---|---|
| 当座借越極度額の総額 | 10,000,000千円 | 10,000,000千円 |
| 借入実行残高 | －千円 | －千円 |
| 差引額 | 10,000,000千円 | 10,000,000千円 |

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

| | 前事業年度<br>(2022年3月31日) | 当事業年度<br>(2023年3月31日) |
|---|---|---|
| Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA)Inc. | 57,356千円 | 12,514千円 |

（損益計算書関係）

※1　固定資産除却損

| | 前事業年度<br>（自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日） | 当事業年度<br>（自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日） |
|---|---|---|
| 建物 | －千円 | 2,482千円 |
| 器具備品 | 0千円 | 4,273千円 |
| リース資産 | －千円 | 532千円 |
| ソフトウェア | 83,651千円 | 5,915千円 |

※2　システム統合関連費用

社内システム統合に伴うものであり、主にデータの移行費用などであります。

※3　早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

※4　支払補償費

受益者や販売会社に生じた損失の補償に伴い発生する費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2021年4月1日　至 2022年3月31日）

1．発行済株式数に関する事項

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 33,870,060株 | － | － | 33,870,060株 |

2．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>（千円） | 一株当たり<br>配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2022年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 2,540,254 | 75.00 | 2022年<br>3月31日 | 2022年<br>6月29日 |

当事業年度（自 2022年4月1日　至 2023年3月31日）

1．発行済株式数に関する事項

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 33,870,060株 | － | － | 33,870,060株 |

2．剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>（千円） | 一株当たり<br>配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2022年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 2,540,254 | 75.00 | 2022年<br>3月31日 | 2022年<br>6月29日 |

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>（千円） | 一株当たり<br>配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2023年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 1,591,892 | 47.00 | 2023年<br>3月31日 | 2023年<br>6月29日 |

（リース取引関係）
オペレーティング・リース取引
（借主側）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（2022年3月31日） | 当事業年度<br>（2023年3月31日） |
|---|---|---|
| 1年以内 | 1,166,952 | 1,161,545 |
| 1年超 | 2,323,090 | 1,161,545 |
| 合計 | 3,490,042 | 2,323,090 |

（金融商品関係）
1．金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。
なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。
また、資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。
金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。
営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。
金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。
②市場リスクの管理
金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。
なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。
また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（(注1）参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)金銭の信託 | － | － | － |
| (2)投資有価証券 | | | |
| ①その他有価証券 | 14,172,545 | 14,172,545 | － |
| 資産計 | 14,172,545 | 14,172,545 | － |

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)金銭の信託 | 12,645,575 | 12,645,575 | － |
| (2)投資有価証券 | | | |
| ①その他有価証券 | 9,182,466 | 9,182,466 | － |
| 資産計 | 21,828,042 | 21,828,042 | － |

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

| 区分 | 前事業年度<br>(2022年3月31日) | 当事業年度<br>(2023年3月31日) |
|---|---|---|
| その他有価証券 | | |
| 非上場株式 | 39,809 | 39,809 |
| 合計 | 39,809 | 39,809 |
| 子会社株式 | | |
| 非上場株式 | 11,246,398 | 11,850,598 |
| 合計 | 11,246,398 | 11,850,598 |

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針 27-3 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル１の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価 ： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品　　（単位：千円）

| 区分 | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| (1)金銭の信託 | － | 12,645,575 | － | 12,645,575 |
| (2)投資有価証券 | | | | |
| ①その他有価証券 | － | 9,182,466 | － | 9,182,466 |
| 資産計 | － | 21,828,042 | － | 21,828,042 |

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券①その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

１．子会社株式

前事業年度（2022年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2023年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式11,850,598千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの<br>投資信託等 | 9,299,062 | 8,672,725 | 626,337 |
| 小計 | 9,299,062 | 8,672,725 | 626,337 |
| (2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの<br>投資信託等 | 4,873,482 | 5,039,817 | △166,335 |
| 小計 | 4,873,482 | 5,039,817 | △166,335 |
| 合計 | 14,172,545 | 13,712,543 | 460,001 |

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの<br>投資信託等 | 3,144,004 | 3,054,367 | 89,637 |
| 小計 | 3,144,004 | 3,054,367 | 89,637 |
| (2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの<br>投資信託等 | 6,038,462 | 6,295,278 | △256,815 |
| 小計 | 6,038,462 | 6,295,278 | △256,815 |
| 合計 | 9,182,466 | 9,349,645 | △167,178 |

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

３．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2021年4月1日　至 2022年3月31日)

（単位：千円）

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---|---|---|
| 4,082,976 | 911,268 | 81,384 |

（単位：千円）

| 償還額 | 償還益の合計額 | 償還損の合計額 |
|---|---|---|
| 7,183,410 | 383,608 | 146,219 |

当事業年度(自 2022年4月1日　至 2023年3月31日)

（単位：千円）

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---|---|---|
| 1,675,637 | 25,848 | 152,691 |

（単位：千円）

| 償還額 | 償還益の合計額 | 償還損の合計額 |
|---|---|---|
| 6,449,143 | 119,033 | 83,598 |

(退職給付関係)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) |
|---|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 5,258,448 | 5,084,506 |
| 勤務費用 | 454,611 | 429,188 |
| 利息費用 | 1,013 | 6,502 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △34,553 | △12,781 |
| 退職給付の支払額 | △595,013 | △479,583 |
| 過去勤務費用の発生額 | ― | ― |
| 退職給付債務の期末残高 | 5,084,506 | 5,027,832 |

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度<br>(2022年3月31日) | 当事業年度<br>(2023年3月31日) |
|---|---|---|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 5,084,506 | 5,027,832 |
| 未認識数理計算上の差異 | ― | ― |
| 未認識過去勤務費用 | ― | ― |
| 退職給付引当金 | 5,084,506 | 5,027,832 |

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

| | 前事業年度<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) |
|---|---|---|
| 勤務費用 | 454,611 | 429,188 |
| 利息費用 | 1,013 | 6,502 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △34,553 | △12,781 |
| その他 | 211,487 | 201,641 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 632,559 | 624,551 |

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

| | 前事業年度<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) |
|---|---|---|
| 割引率 | 0.130% | 0.230% |

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度237,296千円、当事業年度241,556千円であります。

(税効果会計関係)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

| | 前事業年度<br>(2022年3月31日) | 当事業年度<br>(2023年3月31日) |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | 1,556,876 | 1,539,522 |
| 賞与引当金 | 643,119 | 551,617 |
| 調査費 | 279,809 | 473,972 |
| 未払金 | 284,070 | 211,439 |
| 未払事業税 | 139,522 | 39,995 |
| ソフトウェア償却 | 107,998 | 105,506 |
| 子会社株式評価損 | 114,876 | 114,876 |
| その他有価証券評価差額金 | 93,946 | 120,350 |
| その他 | 28,056 | 21,158 |
| 繰延税金資産小計 | 3,248,274 | 3,178,439 |
| 評価性引当額 | △189,102 | △ 193,662 |
| 繰延税金資産合計 | 3,059,171 | 2,984,776 |
| | | |
| 繰延税金負債 | | |
| 無形固定資産 | 4,151,648 | 3,504,563 |
| 資産除去債務 | 825 | 3,201 |
| その他有価証券評価差額金 | 186,107 | 27,506 |
| 繰延税金負債合計 | 4,338,581 | 3,535,270 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | △1,279,409 | △550,493 |

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度<br>(2022年3月31日) | 当事業年度<br>(2023年3月31日) |
|---|---|---|
| 法定実効税率 | 30.6% | 30.6% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.6 | 3.0 |
| のれん償却費 | 1.4 | 2.9 |
| 所得税額控除による税額控除 | － | △1.3 |
| その他 | 0.3 | △1.2 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 34.1 | 34.0 |

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 外部顧客への営業収益 | 66,139,024 | 9,652,634 | 1,256,334 | 231,982 | 77,279,976 |

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 外部顧客への営業収益 | 61,471,271 | 8,978,419 | 1,273,386 | 231,218 | 71,954,296 |

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者情報）
前事業年度（自 2021年４月１日　至 2022年３月31日）
１．関連当事者との取引
(1) 兄弟会社等

（単位：千円）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金又は基金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | ㈱三井住友銀行 | 東京都千代田区 | 1,770,996,505 | 銀行業 | % － | 投信の販売委託役員の兼任 | 委託販売手数料 | 4,727,024 | 未払手数料 | 1,098,966 |
| 親会社の子会社 | SMBC日興証券㈱ | 東京都千代田区 | 10,000,000 | 証券業 | % － | 投信の販売委託役員の兼任 | 委託販売手数料 | 8,397,864 | 未払手数料 | 1,661,614 |

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記
株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度（自 2022年４月１日 至 2023年３月31日）
１．関連当事者との取引
(1) 兄弟会社等

（単位：千円）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金又は基金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | ㈱三井住友銀行 | 東京都千代田区 | 1,770,996,505 | 銀行業 | % － | 投信の販売委託役員の兼任 | 委託販売手数料 | 5,279,199 | 未払手数料 | 1,265,651 |
| 親会社の子会社 | SMBC日興証券㈱ | 東京都千代田区 | 10,000,000 | 証券業 | % － | 投信の販売委託役員の兼任 | 委託販売手数料 | 7,030,381 | 未払手数料 | 1,288,749 |

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記
株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

| | 前事業年度<br>（自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日） | 当事業年度<br>（自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日） |
|---|---|---|
| １株当たり純資産額 | 2,613.28円 | 2,587.21円 |
| １株当たり当期純利益 | 121.61円 | 61.91円 |

（注）1. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. １株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | 前事業年度<br>（自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日） | 当事業年度<br>（自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日） |
|---|---|---|
| １株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益（千円） | 4,119,040 | 2,097,028 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | － | － |
| 普通株式に係る当期純利益（千円） | 4,119,040 | 2,097,028 |
| 期中平均株式数（株） | 33,870,060 | 33,870,060 |

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

| | | 第39期中間会計期間<br>(2023年9月30日) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 71,777,366 |
| 金銭の信託 | | 12,836,073 |
| 顧客分別金信託 | | 300,049 |
| 前払費用 | | 544,624 |
| 未収委託者報酬 | | 13,133,566 |
| 未収運用受託報酬 | | 2,879,922 |
| 未収投資助言報酬 | | 463,644 |
| 未収収益 | | 67,881 |
| その他 | | 193,812 |
| 流動資産合計 | | 102,196,941 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | ※1 | 1,897,269 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | | 2,893,139 |
| 顧客関連資産 | | 10,388,702 |
| その他 | | 2,893,330 |
| 無形固定資産合計 | | 16,175,172 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 9,623,355 |
| 関係会社株式 | | 1,927,221 |
| 繰延税金資産 | | 128,142 |
| その他 | | 1,543,634 |
| 貸倒引当金 | | △ 20,750 |
| 投資その他の資産合計 | | 13,201,604 |
| 固定資産合計 | | 31,274,046 |
| 資産合計 | | 133,470,988 |
| | | |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| リース債務 | | 2,070 |
| 顧客からの預り金 | | 11,882 |
| その他の預り金 | | 161,963 |
| 未払金 | | 6,019,407 |
| 未払費用 | | 6,744,050 |
| 未払法人税等 | | 3,908,872 |
| 前受収益 | | 21,118 |
| 賞与引当金 | | 2,110,575 |
| 資産除去債務 | | 13,940 |
| その他 | ※2 | 623,468 |
| 流動負債合計 | | 19,617,350 |
| 固定負債 | | |

| | |
|---|---|
| リース債務 | 1,172 |
| 退職給付引当金 | 5,235,679 |
| 固定負債合計 | 5,236,852 |
| 負債合計 | 24,854,202 |
| | |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 8,628,984 |
| その他資本剰余金 | 73,466,962 |
| 資本剰余金合計 | 82,095,946 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 284,245 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 24,226,602 |
| 利益剰余金合計 | 24,510,847 |
| 株主資本合計 | 108,606,793 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 9,992 |
| 評価・換算差額等合計 | 9,992 |
| 純資産合計 | 108,616,786 |
| 負債純資産合計 | 133,470,988 |

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

| | | 第39期中間会計期間<br>（自　2023年4月1日<br>至　2023年9月30日） |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 33,390,366 |
| 運用受託報酬 | | 4,611,539 |
| 投資助言報酬 | | 646,058 |
| その他の営業収益 | | 137,072 |
| 営業収益計 | | 38,785,036 |
| 営業費用 | | 26,393,207 |
| 一般管理費 | ※1 | 10,162,729 |
| 営業利益 | | 2,229,099 |
| 営業外収益 | ※2 | 11,280,120 |
| 営業外費用 | ※3 | 51,894 |
| 経常利益 | | 13,457,325 |
| 特別利益 | ※4 | 14,096,622 |
| 特別損失 | ※5 | 358 |
| 税引前中間純利益 | | 27,553,589 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 5,843,255 |
| 法人税等調整額 | | △ 716,591 |
| 法人税等合計 | | 5,126,663 |
| 中間純利益 | | 22,426,926 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

第39期中間会計期間（自　2023年4月1日　至　2023年9月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | 3,391,568 |
| 当中間期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △1,591,892 |
| 中間純利益 | | | | | | 22,426,926 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | － | － | － | － | － | 20,835,033 |
| 当中間期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | 24,226,602 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金<br>利益剰余金合計 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 3,675,814 | 87,771,760 | △142,558 | △142,558 | 87,629,201 |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | △1,591,892 | △1,591,892 | | | △1,591,892 |
| 中間純利益 | 22,426,926 | 22,426,926 | | | 22,426,926 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | 152,551 | 152,551 | 152,551 |
| 当中間期変動額合計 | 20,835,033 | 20,835,033 | 152,551 | 152,551 | 20,987,584 |
| 当中間期末残高 | 24,510,847 | 108,606,793 | 9,992 | 9,992 | 108,616,786 |

注記事項

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

⑴有価証券

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

⑵金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

２．固定資産の減価償却の方法

⑴有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | 8～50年 |
| 器具備品 | 4～15年 |

⑵無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| のれん | 14年 |
| 顧客関連資産 | 6～19年 |
| ソフトウェア（自社利用分） | 5年 |

⑶リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

⑴貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

⑶退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

⑴委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

⑵運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

⑶投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

（中間貸借対照表関係）

| 第39期中間会計期間<br>(2023年9月30日) |
|---|
| ※1. 有形固定資産の減価償却累計額<br>1,963,152千円 |
| ※2. 消費税等の取扱い<br>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。 |
| ※3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。<br>当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。<br>当座借越極度額の総額　10,000,000千円<br>借入実行残高　－<br>差引額　10,000,000千円 |

（中間損益計算書関係）

| 第39期中間会計期間<br>（自　2023年4月1日　至　2023年9月30日） |
|---|
| ※1. 一般管理費のうち主要なもの<br>のれん償却費　152,270千円<br>減価償却実施額<br>有形固定資産　155,138千円<br>無形固定資産　1,475,775千円 |
| ※2. 営業外収益のうち主要なもの<br>受取配当金　11,020,394千円<br>投資有価証券売却益　2,513千円<br>金銭の信託運用益　190,497千円 |
| ※3. 営業外費用のうち主要なもの<br>為替差損　1,978千円<br>投資有価証券償還損　883千円<br>投資有価証券売却損　48,575千円 |
| ※4. 特別利益のうち主要なもの<br>子会社株式売却益　14,096,622千円 |
| ※5. 特別損失のうち主要なもの<br>固定資産除却損　358千円 |

（中間株主資本等変動計算書関係）

第39期中間会計期間（自　2023年4月1日　至　2023年9月30日）

１．発行済株式数に関する事項

| | 当事業年度期首<br>株式数 | 当中間会計期間<br>増加株式数 | 当中間会計期間<br>減少株式数 | 当中間会計期間末<br>株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 33,870,060株 | － | － | 33,870,060株 |

２．剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>（千円） | 一株当たり<br>配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2023年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 1,591,892 | 47.00 | 2023年<br>3月31日 | 2023年<br>6月29日 |

（リース取引関係）

| 第39期中間会計期間<br>（自　2023年4月1日　　至　2023年9月30日） |
|---|
| 1．オペレーティング・リース取引<br>（借主側）<br>未経過リース料（解約不能のもの）<br>1年以内　1,161,545千円<br>1年超　580,772千円<br>合　計　1,742,317千円 |

（金融商品関係）

1．金融商品の時価等に関する事項

第39期中間会計期間（2023年9月30日）

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)金銭の信託 | 12,836,073 | 12,836,073 | － |
| (2)投資有価証券 | | | |
| ①その他有価証券 | 9,582,998 | 9,582,998 | － |
| 資産計 | 22,419,071 | 22,419,071 | － |

（注1）市場価格のない金融商品

（単位：千円）

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 |
|---|---|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 40,356 |
| 合計 | 40,356 |
| 子会社株式 | |
| 非上場株式 | 1,927,221 |
| 合計 | 1,927,221 |

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、1．金融商品の時価等に関する事項及び2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品　（単位：千円）

| 区分 | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| (1)金銭の信託 | － | 12,836,073 | － | 12,836,073 |
| (2)投資有価証券 | | | | |
| ①その他有価証券 | － | 9,582,998 | － | 9,582,998 |
| 資産計 | － | 22,419,071 | － | 22,419,071 |

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。 信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券①その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

第39期中間会計期間（2023年9月30日）

１．子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額　1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの<br>投資信託等 | 3,341,749 | 3,156,408 | 185,340 |
| 小計 | 3,341,749 | 3,156,408 | 185,340 |
| (2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの<br>投資信託等 | 6,241,249 | 6,403,283 | △162,034 |
| 小計 | 6,241,249 | 6,403,283 | △162,034 |
| 合計 | 9,582,998 | 9,559,692 | 23,306 |

(注) 非上場株式等（中間貸借対照表計上額　40,356千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（収益認識関係）

第39期中間会計期間（自　2023年4月1日　　至　2023年9月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第39期中間会計期間（自　2023年4月1日　　至　2023年9月30日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 外部顧客への営業収益 | 33,390,366 | 4,611,539 | 646,058 | 137,072 | 38,785,036 |

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

| 第39期中間会計期間<br>（自　2023年4月1日　　至　2023年9月30日） |
|---|
| 1株当たり純資産額　　3,206円86銭<br>1株当たり中間純利益　　662円14銭<br><br>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ　自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

ロ　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

ハ　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ　委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ　上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ　定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

該当ありません。

ロ　訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

# 追加型証券投資信託

# タフ・アメリカ
# （為替ヘッジあり　毎月決算型）

# 約　　款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
投資信託証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度
①　主に別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるマネー・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行う場合があります。
②　運用に当たっては、ニューバーガー・バーマン株式会社からの投資助言を受けて行います。
③　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限
①　投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
②　投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
③　外貨建資産への直接投資は行いません。
④　同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑤　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。
①　分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
②　収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③　留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

# 追加型証券投資信託
# ＜タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　毎月決算型）　約款＞

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者との合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から2028年８月22日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、１口単位もしくは１口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得の申込みに応じません。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第５項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、第５項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料の価額は次の通りとします。
販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、１口につき１円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託「マネー・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第４号の証券および第５号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（公社債の借入れの指図）

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の２　同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間

もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％の範囲内とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条　この信託の計算期間は、原則として毎月23日から翌月22日までとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日より平成25年９月24日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第31条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の167.5の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第32条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として第34条第１項に規定する支払開始日および第34条第２項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第34条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第36条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として７営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位もしくは１口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　委託者は、別に定める日と同日の場合は、第１項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。

⑤　第３項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第５項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑨　委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上

に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第41条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上

に当たる多数をもって行います。
⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第44条　この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第45条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
１．他の受益者の氏名または名称および住所
２．他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第45条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（信託期間の延長）

第46条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則１　この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則２　第34条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則３　この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引

所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成25年８月28日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
委託者　　大和住銀投信投資顧問株式会社

大阪市中央区備後町二丁目２番１号
受託者　　株式会社りそな銀行

（付表）

Ⅰ　別に定める投資信託証券

約款第16条第１項、第36条第６項、第38条第２項および別に定める運用の基本方針における「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

ケイマン籍外国投資信託
　Equity Income Fund Class A
ケイマン籍外国投資信託
　Total Return Fund JPY Class

Ⅱ　別に定める日

約款第12条第３項および第36条第４項における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日

追加型証券投資信託

# タフ・アメリカ
# （為替ヘッジなし　毎月決算型）

# 約　　款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
投資信託証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度
①　主に別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるマネー・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行う場合があります。
②　運用に当たっては、ニューバーガー・バーマン株式会社からの投資助言を受けて行います。
③　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限
①　投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
②　投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
③　外貨建資産への直接投資は行いません。
④　同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑤　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。
①　分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
②　収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③　留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

# 追加型証券投資信託
# ＜タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　毎月決算型）　約款＞

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者との合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から2028年８月22日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、１口単位もしくは１口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得の申込みに応じません。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第５項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、第５項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料の価額は次の通りとします。
販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、１口につき１円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託「マネー・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第４号の証券および第５号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（公社債の借入れの指図）

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の２　同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間

もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％の範囲内とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条　この信託の計算期間は、原則として毎月23日から翌月22日までとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日より平成25年９月24日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第31条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の167.5の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第32条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として第34条第１項に規定する支払開始日および第34条第２項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第34条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第36条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として７営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位もしくは１口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　委託者は、別に定める日と同日の場合は、第１項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。

⑤　第３項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第５項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑨　委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上

に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第41条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上

に当たる多数をもって行います。
⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第44条　この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第45条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
１．他の受益者の氏名または名称および住所
２．他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第45条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（信託期間の延長）

第46条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則１　この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則２　第34条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則３　この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引

所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成25年８月28日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
委託者　　大和住銀投信投資顧問株式会社

大阪市中央区備後町二丁目２番１号
受託者　　株式会社りそな銀行

（付表）

Ⅰ　別に定める投資信託証券

約款第16条第１項、第36条第６項、第38条第２項および別に定める運用の基本方針における「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

ケイマン籍外国投資信託
　Equity Income Fund Class B
ケイマン籍外国投資信託
　Total Return Fund USD Class

Ⅱ　別に定める日

約款第12条第３項および第36条第４項における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日

# 追加型証券投資信託

# タフ・アメリカ
# （為替ヘッジあり　資産成長型）

# 約　　款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
投資信託証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度
①　主に別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるマネー・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行う場合があります。
②　運用に当たっては、ニューバーガー・バーマン株式会社からの投資助言を受けて行います。
③　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限
①　投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
②　投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
③　外貨建資産への直接投資は行いません。
④　同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑤　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。
①　分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
②　収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③　留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

# 追加型証券投資信託
# ＜タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　資産成長型）　約款＞

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者との合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第36条８項、第38条第１項、第２項、第39条第１項、第40条第１項、第42条第２項による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、１口単位もしくは１口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得の申込みに応じません。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第５項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、第５項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料の価額は次の通りとします。

販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、１口につき１円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をす

るものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託「マネー・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第４号の証券および第５号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（公社債の借入れの指図）

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の２　同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの

（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）
第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）
第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）
第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）
第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）
第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者へ

の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％の範囲内とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条　この信託の計算期間は、原則として毎年２月23日から８月22日まで、８月23日から翌年２月22日までとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日より平成26年２月24日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第31条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の167.5の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第32条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条　受託者は、収益分配金については、原則として第34条第１項に規定する支払開始日および第34条第２項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第34条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条　収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　一部解約金は、第36条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として７営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項（第２項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託

者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位もしくは１口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　委託者は、別に定める日と同日の場合は、第１項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。

⑤　第３項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第５項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑨　委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益

者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第41条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益

者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第44条　この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第45条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第45条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（信託期間の延長）

第46条　＜削除＞

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則１　この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則２　第34条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則３　この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商

品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成25年８月28日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
委託者　　大和住銀投信投資顧問株式会社

大阪市中央区備後町二丁目２番１号
受託者　　株式会社りそな銀行

（付表）

Ⅰ　別に定める投資信託証券

約款第16条第１項、第36条第６項、第38条第２項および別に定める運用の基本方針における「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

ケイマン籍外国投資信託
　Equity Income Fund Class A
ケイマン籍外国投資信託
　Total Return Fund JPY Class

Ⅱ　別に定める日

約款第12条第３項および第36条第４項における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日

# 追加型証券投資信託

# タフ・アメリカ
# （為替ヘッジなし　資産成長型）

# 約　　款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
投資信託証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度
①　主に別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるマネー・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行う場合があります。
②　運用に当たっては、ニューバーガー・バーマン株式会社からの投資助言を受けて行います。
③　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限
①　投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
②　投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
③　外貨建資産への直接投資は行いません。
④　同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑤　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。
①　分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
②　収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③　留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

# 追加型証券投資信託
# ＜タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　資産成長型）　約款＞

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者との合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第36条８項、第38条第１項、第２項、第39条第１項、第40条第１項、第42条第２項による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、１口単位もしくは１口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得の申込みに応じません。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第５項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、第５項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料の価額は次の通りとします。

販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、１口につき１円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をす

るものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託「マネー・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第４号の証券および第５号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（公社債の借入れの指図）

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の２　同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの

（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）
第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）
第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）
第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）
第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）
第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者へ

の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％の範囲内とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条　この信託の計算期間は、原則として毎年２月23日から８月22日まで、８月23日から翌年２月22日までとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日より平成26年２月24日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第31条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の167.5の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第32条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条　受託者は、収益分配金については、原則として第34条第１項に規定する支払開始日および第34条第２項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第34条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条　収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　一部解約金は、第36条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として７営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項（第２項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託

者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位もしくは１口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　委託者は、別に定める日と同日の場合は、第１項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。

⑤　第３項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第５項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑨　委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益

者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第41条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益

者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第44条　この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第45条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第45条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（信託期間の延長）

第46条　＜削除＞

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則１　この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則２　第34条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則３　この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商

品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成25年８月28日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
委託者　　大和住銀投信投資顧問株式会社

大阪市中央区備後町二丁目２番１号
受託者　　株式会社りそな銀行

（付表）

Ⅰ　別に定める投資信託証券

約款第16条第１項、第36条第６項、第38条第２項および別に定める運用の基本方針における「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

ケイマン籍外国投資信託
　Equity Income Fund Class B
ケイマン籍外国投資信託
　Total Return Fund USD Class

Ⅱ　別に定める日

約款第12条第３項および第36条第４項における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日

# 追加型証券投資信託

## タフ・アメリカ
## （マネープールファンド）

## 約　　款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
マネー・マネジメント・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債等に直接投資する場合があります。

（２）投資態度
① 本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等に実質的に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。
② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
③ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

（３）投資制限
① 株式への実質投資は行いません。
② 投資信託証券（親投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。
③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。
④ 外貨建資産への実質投資は行いません。
⑤ 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。
⑥ スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
⑦ 金利先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。
⑧ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。
⑨ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一

の運用を行います。

# 追加型証券投資信託

## ＜タフ・アメリカ（マネープールファンド）　約款＞

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金１百万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者との合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から2028年８月22日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については、１百万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰

属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、別に定める各信託の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもって、取得申込みをした場合に、１口単位もしくは１口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円とします。

④ 第３項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、主として三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託「マネー・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

５．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

６．コマーシャル・ペーパー

７．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの

８．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

９．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

10．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

11．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

12．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第１号から第５号までの証券および第７号の証券のうち第１号から第５号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第８号の証券および第９号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、主として前項第１号から第６号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。）、第26条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条から第21条、第23条から第25条、第29条から第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条から第21条、第23条から第25条、第29条から第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）
第19条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
②　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）
第20条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
④　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
（金利先渡取引の運用指図・目的・範囲）
第21条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
②　金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
④　委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
（同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限）
第22条　委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
（有価証券の貸付の指図および範囲）
第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
１．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。
②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図）
第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
②　前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
（公社債の借入れ）
第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。
②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。
（デリバティブ取引等に係る投資制限）
第25条の２　委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
（信用リスク集中回避のための投資制限）
第25条の３　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
（信託業務の委託等）
第26条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
（混蔵寄託）

第27条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類するものを含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％の範囲内とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第32条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第33条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりその

つど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条　この信託の計算期間は、原則として毎年２月23日から８月22日まで、８月23日から翌年２月22日までとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日より平成26年２月24日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第35条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第36条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第37条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

・各月の前月の最終５営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値に0.6を乗じて得た率を当該月の第１営業日の計上分より適用するものとし、平成25年８月においては信託契約締結日から適用するものとします。ただし、上記無担保コール翌日物レートの平均値が年10,000分の100を超える場合には、年10,000分の60の率とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第38条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第39条　受託者は、収益分配金については、原則として第40条第１項に規定する支払開始日

および第40条第２項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第40条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第40条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第40条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第42条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として７営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第41条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位もしくは１口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第４項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑧　委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第44条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第43条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第44条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第45条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第46条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第47条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第48条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第49条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第50条　この信託は、受益者が第42条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格　が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第51条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第51条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（信託期間の延長）

第52条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（公告）

第53条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第54条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則１　この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則２　この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

附則３　第40条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則４　第21条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成25年８月28日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
委託者　　大和住銀投信投資顧問株式会社

大阪市中央区備後町二丁目２番１号
受託者　　株式会社りそな銀行

（付表）
Ⅰ　別に定める各信託

約款第12条第１項の「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託
タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　毎月決算型）
追加型証券投資信託
タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　毎月決算型）
追加型証券投資信託
タフ・アメリカ（為替ヘッジあり　資産成長型）
追加型証券投資信託
タフ・アメリカ（為替ヘッジなし　資産成長型）

# 親投資信託

# マネー・マネジメント・
# マザーファンド

# 約　款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

２．運用方法

（１） 投資対象

本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

② 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

③ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

⑥ 安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の５第１項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。

イ． 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

ロ． 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的

（３）投資制限

① 株式への投資は行いません。

② 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

③ 外貨建資産への投資は行いません。

④ 有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。

⑤ スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。

⑥ 金利先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。

⑦ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑧ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

# 親投資信託

（マネー・マネジメント・マザーファンド　約款）

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第 1 条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 2 条　委託者は、金 500 億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条　委託者は、受託者との合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 37 条第 1 項および第 2 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項および第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条　この信託にかかる受益証券（第 10 条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第６条、第 37 条第２項、第 39 条および第 45 条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに規定される私募であり、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行われます。

（受益者）

第 6 条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条　委託者は、第２条の規定による受益権については、500 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第 8 条　追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 22 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 9 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）
第 10 条　委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
②　委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
③　受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。
（受益証券の発行についての受託者の認証）
第 11 条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。
（投資の対象とする資産の種類）
第 12 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、約款第 16 条、第 17 条および第 18 条に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第 15 号に掲げるものを除きます。）
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形
（運用の指図範囲）
第 13 条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1.　国債証券
2.　地方債証券
3.　特別の法律により法人の発行する債券
4.　社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。（新株予約権付社債については、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5.　資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
6.　コマーシャル・ペーパー

7.　外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
8.　貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
9.　外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
11. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）
なお、第 1 号から第 5 号までの証券および第 7 号の証券のうち第 1 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、主として前項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第14条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。）、第23条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条、第13条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第16条から第18条、第20条から第22条、第26条および第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第12条、第13条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第16条から第18条、第20条から第22条、第26条および第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 15 条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第16条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

②委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第17条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第　4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引の運用指図・目的・範囲）

第18条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限）

第 19 条　委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 20 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50％を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図）

第 21 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れ）

第 22 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図することができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第 1 項の借入にかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第 22 条の２　委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第 22 条の３　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（信託業務の委託等）

第 23 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 24 条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人で

この者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 25 条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 26 条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 27 条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第 28 条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第 29 条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、原則として毎年７月26日から翌年７月25日までとします。ただし、第 1計算期間は、信託契約締結日から平成26年７月25日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 31 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 32 条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第 33 条　委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

（収益の留保）

第 34 条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

（追加信託金および一部解約金の計算処理）

第 35 条　追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第 36 条　委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第 37 条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第 38 条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払時期）

第 39 条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 40 条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）
第 41 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）
第 42 条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）
第 43 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
（信託約款の変更等）
第 44 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
（反対受益者の受益権買取請求の不適用）
第 45 条　この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益証券の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託

に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれのある場合の受益者への書面の交付）

第46条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第１項に定める書面を交付しません。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条の２　＜削除＞

（運用報告書）

第46条の３　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第 47 条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第 48 条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則１　この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

附則２　第 18 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 25 年 6 月 3 日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
委託者　　大和住銀投信投資顧問株式会社

大阪市中央区備後町二丁目２番１号
受託者　　株式会社りそな銀行